

第三十八回国会 大蔵委員會議録 第二二号

昭和三十六年二月二日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 辻原 弘市君

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

筒井 九夫君 田澤 吉郎君

高田 富興君 竹下 登君

水田 亮一君 西村 英一君

藤井 勝志君 坊 秀男君

米山 恒治君 有馬 輝武君

石村 英雄君 佐藤 觀次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 佐藤 一郎君

(主計局次長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

郵政事務官 大塚 茂君

(貯金局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 大月 高君

(大臣官房財務調査官)

大蔵事務官 泉 美之松君

(大臣官房財務調査官)

大蔵事務官 吉田 信邦君

(理財局次長)

農林事務官 中島 清明君

(農林経済局金 中島 清明君)

農林事務官 岡崎 三郎君

(食糧庁総務部 岡崎 三郎君)

専門員 抜井 光三君

二月一日

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第四号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)(予)

同月二日

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第四号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)(予)

国の会計に関する件

税制に関する件

金融に関する件

○足立委員長 これより會議を開きます。

ただいま本委員会に付託されており

ます所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び予備付託されております国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の九法律案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「酒販組合中央会」の下に、非出資組合である商工組合及び同連合会を加える。

第六条第十四号を同条第十五号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第九条の二第五号」を「第九条の二第六号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「有価証券(有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。及び)を削り、同条の次に次の一号を加える。

六 有価証券(有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。の譲渡による所得で、イからハまでに掲げる所得以外のもの

イ 継続して有価証券を売買することによる所得で命令で定めるもの

ロ 同一銘柄の有価証券を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該有価証券をその発行人若しくはこれと特殊の關係を有する者に対し、又はこれらの者若しく

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

第一類第五号 大蔵委員會議録第二二号 昭和三十六年二月二日

はその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として命令で定めるもの

ハ 事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める有価証券の譲渡による所得

第七条に次の一項を加える。

この法律において公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（出資を含む。）に対する投資として運用しないものをいう。

第八条の見出しを「（控除対象配偶者等の定義）」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改め、同条第六項中「第六条第十四号」を「第六条第十五号」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第二項」を「年の中途において納税義務者の配偶者が死亡し、その年中に当該納税義務者が再婚した場合における第一項から第三項までの規定の適用並びに第四項に」、「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律において控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、第九条から第九条の三までの規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び出林所得の金額の合計額（以下合計所得金額という。）が五万円以下であるものをいう。

この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする親族（配偶者を除く。）で、合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

前二項の場合において、控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者である納税義務者が二人以上あるときは、これらの控除対象配偶者又は扶養親族は、命令で定めるところにより、その夫若しくは妻である納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とする。

第九条第一項第一号中「並びに合同運用信託の利益を」、合同運用信託の利益並びに公社債投資信託の収益の分配に改め、「貸付信託の下に「及び公社債投資信託を」、「受ける利益」の下に「及び収益の分配」を加え、

同項第二号中「又は証券投資信託の下に（公社債投資信託を除く。以下本号において同じ。）を加え、「第六條第九号」を「第六條第十号」に改め、「負債の利子」の下に（第六條第六号イ又はロに掲げる所得の計算上必要な経費に算入されるべきものを除く。）を加え、同項第五号イからハまでを次のように改める。

イ 収入金額が四十一万円以下である場合 一万円と当該収入金額から一万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額

ロ 収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下である場合 九万円と当該収入金額から四十一万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額

ハ 収入金額が七十一万円をこえる場合 十二万円

第九条第一項第六号ハからホまでを削り、同号ヘ中「ハ又はホ」を削り、同号ヘを同号ハとし、同条第二項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第九条の二第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一

号ずつ繰り下げ、同条第一号中「營利を目的とする継続的行為による場合を除き、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 第六條第六号イからハまでに掲げる所得の基因となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額が当該有価証券の取得価額及び譲渡に関する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

第九条の三第一項各号列記以外の部分中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号、」に改め、「所得の計算上損失」の下に「（主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。）を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号、」に改める。

第十条第五項中「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

第十条の四第二項中「（以下）」の下に「第十条の六の規定の適用がある場合を除き」を加える。

（有価証券の譲渡による所得の計算の特例）

第十条の六 第六條第六号ハに掲げる有価証券の譲渡による所得の金額を計算する場合において、当該有価証券（その取得の基因となつた有価証券を含む。）のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九条第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。

第十一條の二第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者を除く。）でもつばら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの（以下青色事業専従者という。）が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の勤務に従事した期間、勤務の性質及びその提供の程度、当該事業の種類及び規模その他の状況に応じて通常受けるべ

一 十二万円（青色事業専従者の年齢が二十五歳未満であるときは、九万円）

て、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及びその他の親族で命令で定めるところにより当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされるものを除く。）でもつばら当該事業に従事するもの（以下事業専従者という。）があるときは、各事業専従者につき、左に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。（本項の規定による控除額を事業専従者控除額という。）

一 七万円

二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（本項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

前項の事業専従者控除額に相当する金額は、これを事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

第二項又は第三項の場合において、これらの規定に規定する親族又は青色事業専従者の年齢が十五歳未満又は二十五歳未満であるが

青色事業専従者又は事業専従者の要件の細目その他第二項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一条の五第一項及び第十一条の六中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改める。

(配偶者控除)

前項の場合において、控除対象

ず、九万円から当該青色専従者給与額を控除した額とする。（本条の規定による控除額を配偶者控除額という。）

第十一条の八の次に次の一条を加える。

〔扶養控除〕

第十一條の九 居住者に扶養親族がある場合においては、左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。

一 居住者に控除対象配偶者があ
る場合 左に掲げる区分に応
じ、それぞれ該当する扶養親族
の数を左に掲げる金額に乗じて
得た金額の合計額

族 五万円

族
三万円

い場合

合 七万円

口 扶養親族が一人をこえる場

るときは、そのうちの一人とする。)を除いた扶養親族につき、左に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する扶養親族の数を左に掲げる金額に乗じて得た金額の合計額を加算した金額

旗
五万匹

族
三万四

控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、第八条第三項の規定により、当該控除対象配偶

者又は扶養親族のすべてをこれらの居住者のうちの一人の控除対象配偶者又は扶養親族としなかつたときは、左に該当する居住者について、前項第二号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額をその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。

一 これらの居住者のうちに控除対象配偶者のある者があつては、控除対象配偶者がない居住者

二 これらの居住者のうちに控除対象配偶者のある者がない場合に於ては、命令で定めるところにより、これらの居住者のうちの一人（これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。）を除く他の居住者

第二項の場合において、扶養親族が青色専従者給付額の支給を受けるときは、その者に係る控除額でこれらの規定によりその額が七万円又は五万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、

第十三条第一項中「十万円以下の金額をこえる金額」を「十万円をこえる金額」に改め、同条第二項中「前七条」を「前八条」に改める。

第十五条の二第二項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第十七条中「第九条第一項第一号、第二号、第四号乃至第六号及び第十号並びに」を「第九条第一項及び」に、

これらの額から当該青色専従者給付額を控除した額とする。（第一項から本項までの規定による控除額を扶養控除額という。）

第一項又は第二項の場合において、扶養親族の年齢が十五歳以上であるかどうかは、毎年十二月三十一日（年の中途において扶養親族又は居住者が死亡した場合に於ては、死亡当時）の現況によるものとする。

第十二条の二中「前六条」を「前七条」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第十三条第一項中「十万円以下の金額をこえる金額」を「十万円をこえる金額」に改め、同条第二項中「前七条」を「前八条」に改める。

第十五条の二第二項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第十八条第二項中「第九条第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに」を「第九条第一項及び」に改め、同条第三項中「株式」を「公債、社債、株

式」に、「出資について利益」を「出資について利子の支払、利益」に、「その利益」を「その利子の支払、利益」に、「支払を受けるべき利益」を「支払を受けるべき利子に係る利子所得及び利益」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十二條の二第五項中「係る申告納税見積額」の下に、「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第二十三條第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同条第五項第八号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十五條第二項中「係る申告納税見積額」の下に、「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第二十五條の四第一項中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第二十六條第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第二号中「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加え、同条第三項第十号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加え、同条第四項中「第九條第一項第六号へ」を「第九條第一項第六号ハ」に改める。

第二十六條の二第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第八号中「医療費控除額」を「事業専従者控除額、医療費控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第二十八條中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加える。

第二十九條第六項中「場合において」の下に、「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第七

項中「この法律の施行地外において同号に規定する所得の支払を受ける」を「当該所得につき第四十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けない」に改め、「のうちにその支払者がこの法律の施行地に営業所又は事業所を有しないもの」を削る。

第三十八條第一項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「申告された扶養親族」を「申告された控除対象配偶者、扶養親族」に、「扶養控除申告書に記載された扶養親族」を「扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族」に、「第四項」を「第五項」に、「扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者」を「第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の申告をした者」に改め、同項第二号から第四号まで中「扶養親族」を「控除対象配偶者、扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に改め、同項第七号イ及びハ中「並びに申告された扶養親族の有無及びその数」を、「申告された控除対

象配偶者の数」に改める。

第三十九條第一項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「申告された扶養親族」を「申告された控除対象配偶者、扶養親族」に、「扶養控除申告書に記載された扶養親族」を「扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族」に、「第四項」を「第五項」に、「扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者」を「第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の申告をした者」に改め、同項第二号から第四号まで中「扶養親族」を「控除対象配偶者、扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に改め、同項第七号イ及びハ中「並びに申告された扶養親族の有無及びその数」を、「申告された控除対

象配偶者の数」に改める。

第四十條第一項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「申告された扶養親族」を「申告された控除対象配偶者、扶養親族」に、「扶養控除申告書に記載された扶養親族」を「扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族」に、「第四項」を「第五項」に、「扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者」を「第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の申告をした者」に改め、同項第二号から第四号まで中「扶養親族」を「控除対象配偶者、扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に改め、同項第七号イ及びハ中「並びに申告された扶養親族の有無及びその数」を、「申告された控除対

象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの数に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「第十一条の八第二項」を「第十一条の九第二項」に、「申告があり、且つ、同項第一号に掲げる第一順位の扶養親族がないとき」を「申告があるとき」に、「第一項の規定に準じ、当該給与所得について」を「左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額の」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

一 第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額から、年齢十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円（別表第三の日額表を適用するときは、百七十円又は百円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

二 第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以

上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

第三十八条第一項の次に次の一項を加える。

居住者（第五項の規定の適用を受ける者を除く）が、年齢十五歳以上の扶養親族（乙表適用者にあつては、そのうちの一人を除く。以下本項において年長扶養親族という。）を有することを記載した第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書を提出した場合には、その者に支給される給与所得に対する前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額（同項第一号の給与の金額、同項第二号の給与の金額に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月

割額又は同項第四号の給与の日割額をいう。以下本号及び第五項第一号において同じ。）から、年長扶養親族の数に應じ、その年長扶養親族一人につき二千円（別表第三の日額表を適用するときは、七十円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなして、これらの規定を適用する。

二 前項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等（同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賃金の額の六分の一（当該賃金の額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額をいう。以下本号及び第五項第二号において同じ。）から、年長扶養親族の数に應じ、その年長扶養親族一人につき二千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなして、これらの規定を適用する。

第三十八条の二第三項中「第九条第一項第六号イからハまで」を「第九

条第一項第六号イからハまで」に改める。

第三十九条第一項中「並びに扶養親族」を「及び控除対象配偶者、扶養親族」に、「その氏名」を「これらの者の氏名」に、「配偶者及び扶養親族を有し、かつ、配偶者の合計所得金額の見積額が五万円をこえる場合には、その旨」を「扶養親族の生年月日に」、「第十一条の八第二項」を「第十一条の九第一項第二号又は第二項」に改め、及び当該扶養親族について

の同項各号の順位」を削り、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に、「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「又は一部」を「若しくは一部」に、「扶養控除額」を「配偶者控除額又は扶養控除額」に、「扶養控除申告書」を「扶養控除等申告書」に改め、同条第五項中「第九条第一項第六号ハ」を「第九条第一項第六号ハ」に改める。

第四十条第一項第二号中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「扶養控除申告書」を「扶養控除等申告書」に、「数、順位」を「有無、

扶養親族の年齢別の数」に、「第十一条の八」を「第十一条の八第一項又は第十一

条の九第一項若しくは第二項」に、「扶養控除額」を「配偶者控除額又は扶養控除額」に改める。

第四十一条第一項中「第六条第九号」を「第六条第十号」に改め、同条第二項中「当該所得」の下に「の支払すべき金額」を加える。

第四十二条第一項中「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第六十一条第一項第七号中「不動産所得となるべき資産」を「第九条第一項第三号に規定する資産」に、「に対する対価（第九条第一項第八号に規定する命令で定める場合において取得する対価を含む。）」を「又は譲渡に対する対価」に改める。

第六十一条の四中「第六条第九号」を「第六条第十号」に改める。

第六十二条第一項第三号中「有する扶養親族」を「控除対象配偶者の有無、年齢別の扶養親族」に、「第十一条の八第二項」を「第十一条の九第一項第二号又は第二項」に改め、「及び扶養親族についての同項各号の順位」を削る。

別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円	500円未満	0	0	22,500	23,000	2,250	10	60,000	61,000	6,000	10
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,100	10
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,200	10
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,300	10
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	6,400	10
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	6,500	10
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	6,600	10
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	6,700	10
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	6,800	10
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	6,900	10
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	7,000	10
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	7,100	10
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	7,200	10
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	7,300	10
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	7,400	10
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	7,500	10
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	7,600	10
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	7,700	10
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	7,800	10
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	7,900	10
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	8,000	10
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	8,100	10
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	8,200	10
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	8,300	10
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	8,400	10
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	8,500	10
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	8,600	10
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	8,700	10
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	8,800	10
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	8,900	10
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	9,000	10
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	9,200	10
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	9,400	10
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	9,600	10
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	9,800	10
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	10,000	10
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,100	10	102,000	104,000	10,200	10
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,200	10	104,000	106,000	10,400	10
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,300	10	106,000	108,000	10,600	10
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,400	10	108,000	110,000	10,800	10
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,500	10	110,000	112,000	11,000	10
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,600	10	112,000	114,000	11,200	10
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	5,700	10	114,000	116,000	11,400	10
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	5,800	10	116,000	118,000	11,600	10
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	5,900	10	118,000	120,000	11,800	10

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	12,000	10	210,000	213,000	24,000	11	345,000	348,000	44,250	12
122,000	124,000	12,200	10	213,000	216,000	24,450	11	348,000	351,000	44,700	12
124,000	126,000	12,400	10	216,000	219,000	24,900	11	351,000	354,000	45,150	12
126,000	128,000	12,600	10	219,000	222,000	25,350	11	354,000	357,000	45,600	12
128,000	130,000	12,800	10	222,000	225,000	25,800	11	357,000	360,000	46,050	12
130,000	132,000	13,000	10	225,000	228,000	26,250	11	360,000	363,000	46,500	12
132,000	134,000	13,200	10	228,000	231,000	26,700	11	363,000	366,000	46,950	12
134,000	136,000	13,400	10	231,000	234,000	27,150	11	366,000	369,000	47,400	12
136,000	138,000	13,600	10	234,000	237,000	27,600	11	369,000	372,000	47,850	12
138,000	140,000	13,800	10	237,000	240,000	28,050	11	372,000	375,000	48,300	12
140,000	142,000	14,000	10	240,000	243,000	28,500	11	375,000	378,000	48,750	13
142,000	144,000	14,200	10	243,000	246,000	28,950	11	378,000	381,000	49,200	13
144,000	146,000	14,400	10	246,000	249,000	29,400	11	381,000	384,000	49,650	13
146,000	148,000	14,600	10	249,000	252,000	29,850	11	384,000	387,000	50,100	13
148,000	150,000	14,800	10	252,000	255,000	30,300	12	387,000	390,000	50,550	13
150,000	152,000	15,000	10	255,000	258,000	30,750	12	390,000	394,000	51,000	13
152,000	154,000	15,200	10	258,000	261,000	31,200	12	394,000	398,000	51,600	13
154,000	156,000	15,600	10	261,000	264,000	31,650	12	398,000	402,000	52,200	13
156,000	158,000	15,900	10	264,000	267,000	32,100	12	402,000	406,000	52,900	13
158,000	160,000	16,200	10	267,000	270,000	32,550	12	406,000	410,000	53,700	13
160,000	162,000	16,500	10	270,000	273,000	33,000	12	410,000	414,000	54,500	13
162,000	164,000	16,800	10	273,000	276,000	33,450	12	414,000	418,000	55,300	13
164,000	166,000	17,100	10	276,000	279,000	33,900	12	418,000	422,000	56,100	13
166,000	168,000	17,400	10	279,000	282,000	34,350	12	422,000	426,000	56,900	13
168,000	170,000	17,700	10	282,000	285,000	34,800	12	426,000	430,000	57,700	13
170,000	172,000	18,000	10	285,000	288,000	35,250	12	430,000	434,000	58,500	13
172,000	174,000	18,300	10	288,000	291,000	35,700	12	434,000	438,000	59,300	13
174,000	176,000	18,600	10	291,000	294,000	36,150	12	438,000	442,000	60,100	13
176,000	178,000	18,900	10	294,000	297,000	36,600	12	442,000	446,000	60,900	13
178,000	180,000	19,200	10	297,000	300,000	37,050	12	446,000	450,000	61,700	13
180,000	182,000	19,500	10	300,000	303,000	37,500	12	450,000	454,000	62,500	13
182,000	184,000	19,800	10	303,000	306,000	37,950	12	454,000	458,000	63,300	13
184,000	186,000	20,100	10	306,000	309,000	38,400	12	458,000	462,000	64,100	13
186,000	188,000	20,400	10	309,000	312,000	38,850	12	462,000	466,000	64,900	14
188,000	190,000	20,700	11	312,000	315,000	39,300	12	466,000	470,000	65,700	14
190,000	192,000	21,000	11	315,000	318,000	39,750	12	470,000	474,000	66,500	14
192,000	194,000	21,300	11	318,000	321,000	40,200	12	474,000	478,000	67,300	14
194,000	196,000	21,600	11	321,000	324,000	40,650	12	478,000	482,000	68,100	14
196,000	198,000	21,900	11	324,000	327,000	41,100	12	482,000	486,000	68,900	14
198,000	200,000	22,200	11	327,000	330,000	41,550	12	486,000	490,000	69,700	14
200,000	202,000	22,500	11	330,000	333,000	42,000	12	490,000	494,000	70,500	14
202,000	204,000	22,800	11	333,000	336,000	42,450	12	494,000	498,000	71,300	14
204,000	206,000	23,100	11	336,000	339,000	42,900	12	498,000	502,000	72,100	14
206,000	208,000	23,400	11	339,000	342,000	43,350	12	502,000	506,000	72,900	14
208,000	210,000	23,700	11	342,000	345,000	43,800	12	506,000	510,000	73,700	14

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對す る割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對す る割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對す る割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
510,000	514,000	74,500	14	655,000	660,000	103,500	15	830,000	835,000	145,000	17
514,000	518,000	75,300	14	660,000	665,000	104,500	15	835,000	840,000	146,250	17
518,000	522,000	76,100	14	665,000	670,000	105,500	15	840,000	845,000	147,500	17
522,000	526,000	76,900	14	670,000	675,000	106,500	15	845,000	850,000	148,750	17
526,000	530,000	77,700	14	675,000	680,000	107,500	15	850,000	855,000	150,000	17
530,000	534,000	78,500	14	680,000	685,000	108,500	15	855,000	860,000	151,250	17
534,000	538,000	79,300	14	685,000	690,000	109,500	15	860,000	865,000	152,500	17
538,000	542,000	80,100	14	690,000	695,000	110,500	16	865,000	870,000	153,750	17
542,000	546,000	80,900	14	695,000	700,000	111,500	16	870,000	875,000	155,000	17
546,000	550,000	81,700	14	700,000	705,000	112,500	16	875,000	880,000	156,250	17
550,000	554,000	82,500	15	705,000	710,000	113,750	16	880,000	885,000	157,500	17
554,000	558,000	83,300	15	710,000	715,000	115,000	16	885,000	890,000	158,750	17
558,000	562,000	84,100	15	715,000	720,000	116,250	16	890,000	895,000	160,000	17
562,000	566,000	84,900	15	720,000	725,000	117,500	16	895,000	900,000	161,250	18
566,000	570,000	85,700	15	725,000	730,000	118,750	16	900,000	905,000	162,500	18
570,000	574,000	86,500	15	730,000	735,000	120,000	16	905,000	910,000	163,750	18
574,000	578,000	87,300	15	735,000	740,000	121,250	16	910,000	915,000	165,000	18
578,000	582,000	88,100	15	740,000	745,000	122,500	16	915,000	920,000	166,250	18
582,000	586,000	88,900	15	745,000	750,000	123,750	16	920,000	925,000	167,500	18
586,000	590,000	89,700	15	750,000	755,000	125,000	16	925,000	930,000	168,750	18
590,000	594,000	90,500	15	755,000	760,000	126,250	16	930,000	935,000	170,000	18
594,000	598,000	91,300	15	760,000	765,000	127,500	16	935,000	940,000	171,250	18
598,000	602,000	92,100	15	765,000	770,000	128,750	16	940,000	945,000	172,500	18
602,000	606,000	92,900	15	770,000	775,000	130,000	16	945,000	950,000	173,750	18
606,000	610,000	93,700	15	775,000	780,000	131,250	16	950,000	955,000	175,000	18
610,000	614,000	94,500	15	780,000	785,000	132,500	16	955,000	960,000	176,250	18
614,000	618,000	95,300	15	785,000	790,000	133,750	17	960,000	965,000	177,500	18
618,000	622,000	96,100	15	790,000	795,000	135,000	17	965,000	970,000	178,750	18
622,000	626,000	96,900	15	795,000	800,000	136,250	17	970,000	975,000	180,000	18
626,000	630,000	97,700	15	800,000	805,000	137,500	17	975,000	980,000	181,250	18
630,000	635,000	98,500	15	805,000	810,000	138,750	17	980,000	985,000	182,500	18
635,000	640,000	99,500	15	810,000	815,000	140,000	17	985,000	990,000	183,750	18
640,000	645,000	100,500	15	815,000	820,000	141,250	17	990,000	995,000	185,000	18
645,000	650,000	101,500	15	820,000	825,000	142,500	17	995,000	1,000,000	186,250	18
650,000	655,000	102,500	15	825,000	830,000	143,750	17	1,000,000円		187,500	18

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
500円	1,000円	0	22,500円	23,000円	2,250円	60,000円	61,000円	6,000円
500円	1,000円	50	23,000円	23,500円	2,300円	61,000円	62,000円	6,100円
1,000円	1,500円	100	23,500円	24,000円	2,350円	62,000円	63,000円	6,200円
1,500円	2,000円	150	24,000円	24,500円	2,400円	63,000円	64,000円	6,300円
2,000円	2,500円	200	24,500円	25,000円	2,450円	64,000円	65,000円	6,400円
2,500円	3,000円	250	25,000円	25,500円	2,500円	65,000円	66,000円	6,500円
3,000円	3,500円	300	25,500円	26,000円	2,550円	66,000円	67,000円	6,600円
3,500円	4,000円	350	26,000円	26,500円	2,600円	67,000円	68,000円	6,700円
4,000円	4,500円	400	26,500円	27,000円	2,650円	68,000円	69,000円	6,800円
4,500円	5,000円	450	27,000円	27,500円	2,700円	69,000円	70,000円	6,900円
5,000円	5,500円	500	27,500円	28,000円	2,750円	70,000円	71,000円	7,000円
5,500円	6,000円	550	28,000円	28,500円	2,800円	71,000円	72,000円	7,100円
6,000円	6,500円	600	28,500円	29,000円	2,850円	72,000円	73,000円	7,200円
6,500円	7,000円	650	29,000円	29,500円	2,900円	73,000円	74,000円	7,300円
7,000円	7,500円	700	29,500円	30,000円	2,950円	74,000円	75,000円	7,400円
7,500円	8,000円	750	30,000円	31,000円	3,000円	75,000円	76,000円	7,500円
8,000円	8,500円	800	31,000円	32,000円	3,100円	76,000円	77,000円	7,600円
8,500円	9,000円	850	32,000円	33,000円	3,200円	77,000円	78,000円	7,700円
9,000円	9,500円	900	33,000円	34,000円	3,300円	78,000円	79,000円	7,800円
9,500円	10,000円	950	34,000円	35,000円	3,400円	79,000円	80,000円	7,900円
10,000円	10,500円	1,000	35,000円	36,000円	3,500円	80,000円	81,000円	8,000円
10,500円	11,000円	1,050	36,000円	37,000円	3,600円	81,000円	82,000円	8,100円
11,000円	11,500円	1,100	37,000円	38,000円	3,700円	82,000円	83,000円	8,200円
11,500円	12,000円	1,150	38,000円	39,000円	3,800円	83,000円	84,000円	8,300円
12,000円	12,500円	1,200	39,000円	40,000円	3,900円	84,000円	85,000円	8,400円
12,500円	13,000円	1,250	40,000円	41,000円	4,000円	85,000円	86,000円	8,500円
13,000円	13,500円	1,300	41,000円	42,000円	4,100円	86,000円	87,000円	8,600円
13,500円	14,000円	1,350	42,000円	43,000円	4,200円	87,000円	88,000円	8,700円
14,000円	14,500円	1,400	43,000円	44,000円	4,300円	88,000円	89,000円	8,800円
14,500円	15,000円	1,450	44,000円	45,000円	4,400円	89,000円	90,000円	8,900円
15,000円	15,500円	1,500	45,000円	46,000円	4,500円	90,000円	92,000円	9,000円
15,500円	16,000円	1,550	46,000円	47,000円	4,600円	92,000円	94,000円	9,200円
16,000円	16,500円	1,600	47,000円	48,000円	4,700円	94,000円	96,000円	9,400円
16,500円	17,000円	1,650	48,000円	49,000円	4,800円	96,000円	98,000円	9,600円
17,000円	17,500円	1,700	49,000円	50,000円	4,900円	98,000円	100,000円	9,800円
17,500円	18,000円	1,750	50,000円	51,000円	5,000円	100,000円	102,000円	10,000円
18,000円	18,500円	1,800	51,000円	52,000円	5,100円	102,000円	104,000円	10,200円
18,500円	19,000円	1,850	52,000円	53,000円	5,200円	104,000円	106,000円	10,400円
19,000円	19,500円	1,900	53,000円	54,000円	5,300円	106,000円	108,000円	10,600円
19,500円	20,000円	1,950	54,000円	55,000円	5,400円	108,000円	110,000円	10,800円
20,000円	20,500円	2,000	55,000円	56,000円	5,500円	110,000円	112,000円	11,000円
20,500円	21,000円	2,050	56,000円	57,000円	5,600円	112,000円	114,000円	11,200円
21,000円	21,500円	2,100	57,000円	58,000円	5,700円	114,000円	116,000円	11,400円
21,500円	22,000円	2,150	58,000円	59,000円	5,800円	116,000円	118,000円	11,600円
22,000円	22,500円	2,200	59,000円	60,000円	5,900円	118,000円	120,000円	11,800円

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	34,500
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
510,000	514,000	51,000	655,000	660,000	65,500	830,000	835,000	87,000
514,000	518,000	51,400	660,000	665,000	66,000	835,000	840,000	87,750
518,000	522,000	51,800	665,000	670,000	66,500	840,000	845,000	88,500
522,000	526,000	52,200	670,000	675,000	67,000	845,000	850,000	89,250
526,000	530,000	52,600	675,000	680,000	67,500	850,000	855,000	90,000
530,000	534,000	53,000	680,000	685,000	68,000	855,000	860,000	90,750
534,000	538,000	53,400	685,000	690,000	68,500	860,000	865,000	91,500
538,000	542,000	53,800	690,000	695,000	69,000	865,000	870,000	92,250
542,000	546,000	54,200	695,000	700,000	69,500	870,000	875,000	93,000
546,000	550,000	54,600	700,000	705,000	70,000	875,000	880,000	93,750
550,000	554,000	55,000	705,000	710,000	70,500	880,000	885,000	94,500
554,000	558,000	55,400	710,000	715,000	71,000	885,000	890,000	95,250
558,000	562,000	55,800	715,000	720,000	71,500	890,000	895,000	96,000
562,000	566,000	56,200	720,000	725,000	72,000	895,000	900,000	96,750
566,000	570,000	56,600	725,000	730,000	72,500	900,000	905,000	97,500
570,000	574,000	57,000	730,000	735,000	73,000	905,000	910,000	98,250
574,000	578,000	57,400	735,000	740,000	73,500	910,000	915,000	99,000
578,000	582,000	57,800	740,000	745,000	74,000	915,000	920,000	99,750
582,000	586,000	58,200	745,000	750,000	74,500	920,000	925,000	100,500
586,000	590,000	58,600	750,000	755,000	75,000	925,000	930,000	101,250
590,000	594,000	59,000	755,000	760,000	75,750	930,000	935,000	102,000
594,000	598,000	59,400	760,000	765,000	76,500	935,000	940,000	102,750
598,000	602,000	59,800	765,000	770,000	77,250	940,000	945,000	103,500
602,000	606,000	60,200	770,000	775,000	78,000	945,000	950,000	104,250
606,000	610,000	60,600	775,000	780,000	78,750	950,000	955,000	105,000
610,000	614,000	61,000	780,000	785,000	79,500	955,000	960,000	105,750
614,000	618,000	61,400	785,000	790,000	80,250	960,000	965,000	106,500
618,000	622,000	61,800	790,000	795,000	81,000	965,000	970,000	107,250
622,000	626,000	62,200	795,000	800,000	81,750	970,000	975,000	108,000
626,000	630,000	62,600	800,000	805,000	82,500	975,000	980,000	108,750
630,000	635,000	63,000	805,000	810,000	83,250	980,000	985,000	109,500
635,000	640,000	63,500	810,000	815,000	84,000	985,000	990,000	110,250
640,000	645,000	64,000	815,000	820,000	84,750	990,000	995,000	111,000
645,000	650,000	64,500	820,000	825,000	85,500	995,000	1,000,000	111,750
650,000	655,000	65,000	825,000	830,000	86,250	1,000,000円		112,500

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円 10,300	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の8%に相当 する金額
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,936
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円 54,500	円 55,500	円 5,290	円 3,940	円 3,560	円 3,190	円 2,810	円 2,440	円 2,060	円 1,690	円 1,310	円 1,040	円 790	円 12,874
円 55,500	円 56,500	円 5,470	円 4,070	円 3,700	円 3,320	円 2,950	円 2,570	円 2,200	円 1,820	円 1,450	円 1,130	円 880	円 13,294
円 56,500	円 57,500	円 5,650	円 4,210	円 3,830	円 3,460	円 3,080	円 2,710	円 2,330	円 1,960	円 1,580	円 1,220	円 970	円 13,714
円 57,500	円 58,500	円 5,830	円 4,340	円 3,970	円 3,590	円 3,220	円 2,840	円 2,470	円 2,090	円 1,720	円 1,340	円 1,060	円 14,134
円 58,500	円 59,500	円 6,010	円 4,510	円 4,100	円 3,730	円 3,350	円 2,980	円 2,600	円 2,230	円 1,850	円 1,480	円 1,150	円 14,554
円 59,500	円 60,500	円 6,210	円 4,710	円 4,250	円 3,880	円 3,500	円 3,130	円 2,750	円 2,380	円 2,000	円 1,630	円 1,250	円 14,967
円 60,500	円 61,500	円 6,410	円 4,910	円 4,410	円 4,030	円 3,650	円 3,280	円 2,900	円 2,530	円 2,150	円 1,780	円 1,400	円 15,367
円 61,500	円 62,500	円 6,610	円 5,110	円 4,610	円 4,180	円 3,800	円 3,430	円 3,050	円 2,680	円 2,300	円 1,930	円 1,550	円 15,767
円 62,500	円 63,500	円 6,810	円 5,310	円 4,810	円 4,330	円 3,950	円 3,580	円 3,200	円 2,830	円 2,450	円 2,080	円 1,700	円 16,167
円 63,500	円 64,500	円 7,010	円 5,510	円 5,010	円 4,510	円 4,100	円 3,730	円 3,350	円 2,980	円 2,600	円 2,230	円 1,850	円 16,567
円 64,500	円 65,500	円 7,210	円 5,710	円 5,210	円 4,710	円 4,250	円 3,880	円 3,500	円 3,130	円 2,750	円 2,380	円 2,000	円 16,967
円 65,500	円 66,500	円 7,410	円 5,910	円 5,410	円 4,910	円 4,410	円 4,030	円 3,650	円 3,280	円 2,900	円 2,530	円 2,150	円 17,367
円 66,500	円 67,500	円 7,610	円 6,110	円 5,610	円 5,110	円 4,610	円 4,180	円 3,800	円 3,430	円 3,050	円 2,680	円 2,300	円 17,767
円 67,500	円 68,500	円 7,810	円 6,310	円 5,810	円 5,310	円 4,810	円 4,330	円 3,950	円 3,580	円 3,200	円 2,830	円 2,450	円 18,167
円 68,500	円 69,500	円 8,010	円 6,510	円 6,010	円 5,510	円 5,010	円 4,510	円 4,100	円 3,730	円 3,350	円 2,980	円 2,600	円 18,567
円 69,500	円 70,500	円 8,210	円 6,710	円 6,210	円 5,710	円 5,210	円 4,710	円 4,250	円 3,880	円 3,500	円 3,130	円 2,750	円 18,967
円 70,500	円 71,500	円 8,410	円 6,910	円 6,410	円 5,910	円 5,410	円 4,910	円 4,410	円 4,030	円 3,650	円 3,280	円 2,900	円 19,367
円 71,500	円 72,500	円 8,610	円 7,110	円 6,610	円 6,110	円 5,610	円 5,110	円 4,610	円 4,180	円 3,800	円 3,430	円 3,050	円 19,792
円 72,500	円 73,500	円 8,810	円 7,310	円 6,810	円 6,310	円 5,810	円 5,310	円 4,810	円 4,330	円 3,950	円 3,580	円 3,200	円 20,292
円 73,500	円 74,500	円 9,010	円 7,510	円 7,010	円 6,510	円 6,010	円 5,510	円 5,010	円 4,510	円 4,100	円 3,730	円 3,350	円 20,792
円 74,500	円 75,500	円 9,210	円 7,710	円 7,210	円 6,710	円 6,210	円 5,710	円 5,210	円 4,710	円 4,250	円 3,880	円 3,500	円 21,292
円 75,500	円 76,500	円 9,420	円 7,910	円 7,410	円 6,910	円 6,410	円 5,910	円 5,410	円 4,910	円 4,410	円 4,030	円 3,650	円 21,792
円 76,500	円 78,000	円 9,730	円 8,160	円 7,660	円 7,160	円 6,660	円 6,160	円 5,660	円 5,160	円 4,660	円 4,210	円 3,840	円 22,258
円 78,000	円 79,500	円 10,100	円 8,460	円 7,960	円 7,460	円 6,960	円 6,460	円 5,960	円 5,460	円 4,960	円 4,460	円 4,060	円 22,933
円 79,500	円 81,000	円 10,480	円 8,760	円 8,260	円 7,760	円 7,260	円 6,760	円 6,260	円 5,760	円 5,260	円 4,760	円 4,290	円 23,608
円 81,000	円 82,500	円 10,850	円 9,060	円 8,560	円 8,060	円 7,560	円 7,060	円 6,560	円 6,060	円 5,560	円 5,060	円 4,560	円 24,283
円 82,500	円 84,000	円 11,230	円 9,360	円 8,860	円 8,360	円 7,860	円 7,360	円 6,860	円 6,360	円 5,860	円 5,360	円 4,860	円 24,958
円 84,000	円 85,500	円 11,600	円 9,730	円 9,160	円 8,660	円 8,160	円 7,660	円 7,160	円 6,660	円 6,160	円 5,660	円 5,160	円 25,633
円 85,500	円 87,000	円 11,980	円 10,100	円 9,480	円 8,960	円 8,460	円 7,960	円 7,460	円 6,960	円 6,460	円 5,960	円 5,460	円 26,308
円 87,000	円 88,500	円 12,350	円 10,480	円 9,850	円 9,260	円 8,760	円 8,260	円 7,760	円 7,260	円 6,760	円 6,260	円 5,760	円 26,983
円 88,500	円 90,000	円 12,730	円 10,850	円 10,230	円 9,600	円 9,060	円 8,560	円 8,060	円 7,560	円 7,060	円 6,560	円 6,060	円 27,658
円 90,000	円 91,500	円 13,100	円 11,230	円 10,600	円 9,980	円 9,360	円 8,860	円 8,360	円 7,860	円 7,360	円 6,860	円 6,360	円 28,333
円 91,500	円 93,000	円 13,480	円 11,600	円 10,980	円 10,350	円 9,730	円 9,160	円 8,660	円 8,160	円 7,660	円 7,160	円 6,660	円 29,008
円 93,000	円 94,500	円 13,850	円 11,980	円 11,350	円 10,730	円 10,100	円 9,480	円 8,960	円 8,460	円 7,960	円 7,460	円 6,960	円 29,683
円 94,500	円 96,000	円 14,230	円 12,350	円 11,730	円 11,100	円 10,480	円 9,850	円 9,260	円 8,760	円 8,260	円 7,760	円 7,260	円 30,358
円 96,000	円 97,500	円 14,600	円 12,730	円 12,100	円 11,480	円 10,850	円 10,230	円 9,600	円 9,060	円 8,560	円 8,060	円 7,560	円 31,033
円 97,500	円 99,000	円 14,980	円 13,100	円 12,480	円 11,850	円 11,230	円 10,600	円 9,980	円 9,360	円 8,860	円 8,360	円 7,860	円 31,708
円 99,000	円 100,500	円 15,350	円 13,480	円 12,850	円 12,230	円 11,600	円 10,980	円 10,350	円 9,730	円 9,160	円 8,660	円 8,160	円 32,383
円 100,500	円 102,000	円 15,750	円 13,850	円 13,230	円 12,600	円 11,980	円 11,350	円 10,730	円 10,100	円 9,480	円 8,960	円 8,460	円 33,058
円 102,000	円 103,500	円 16,200	円 14,230	円 13,600	円 12,980	円 12,350	円 11,730	円 11,100	円 10,480	円 9,850	円 9,260	円 8,760	円 33,733
円 103,500	円 105,000	円 16,650	円 14,600	円 13,980	円 13,350	円 12,730	円 12,100	円 11,480	円 10,850	円 10,230	円 9,600	円 9,060	円 34,408
円 105,000	円 106,500	円 17,100	円 14,980	円 14,350	円 13,730	円 13,100	円 12,480	円 11,850	円 11,230	円 10,600	円 9,980	円 9,360	円 34,875
円 106,500	円 108,000	円 17,550	円 15,350	円 14,730	円 14,100	円 13,480	円 12,850	円 12,230	円 11,600	円 10,980	円 10,350	円 9,730	円 35,475
円 108,000	円 109,500	円 18,000	円 15,750	円 15,100	円 14,480	円 13,850	円 13,230	円 12,600	円 11,980	円 11,350	円 10,730	円 10,100	円 36,075
円 109,500	円 111,000	円 18,450	円 16,200	円 15,480	円 14,850	円 14,230	円 13,600	円 12,980	円 12,350	円 11,730	円 11,100	円 10,480	円 36,675
円 111,000	円 112,500	円 18,900	円 16,650	円 15,900	円 15,230	円 14,600	円 13,980	円 13,350	円 12,730	円 12,100	円 11,480	円 10,850	円 37,275
円 112,500	円 114,000	円 19,350	円 17,100	円 16,350	円 15,600	円 14,980	円 14,350	円 13,730	円 13,100	円 12,480	円 11,850	円 11,230	円 37,875
円 114,000	円 115,500	円 19,800	円 17,550	円 16,800	円 16,050	円 15,350	円 14,730	円 14,100	円 13,480	円 12,850	円 12,230	円 11,600	円 38,583
円 115,500	円 117,000	円 20,250	円 18,000	円 17,250	円 16,500	円 15,750	円 15,100	円 14,480	円 13,850	円 13,230	円 12,600	円 11,980	円 39,333
円 117,000	円 118,500	円 20,700	円 18,450	円 17,700	円 16,950	円 16,200	円 15,480	円 14,850	円 14,230	円 13,600	円 12,980	円 12,350	円 40,083

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											額
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	68,966
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円	200,000 円	48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166
200,000 円 を こえ 226,000 円に満たない 金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額												81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
226,000円	57,350 ^円	54,730 ^円	53,850 ^円	52,980 ^円	52,100 ^円	51,230 ^円	50,350 ^円	49,480 ^円	48,600 ^円	47,730 ^円	46,850 ^円	92,866 ^円
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											92,866円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000 円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	107,350 ^円	104,730 ^円	103,850 ^円	102,980 ^円	102,100 ^円	101,230 ^円	100,350 ^円	99,480 ^円	98,600 ^円	97,730 ^円	96,850 ^円	155,366 ^円
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											155,366円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000 円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	182,500 ^円	179,880 ^円	179,000 ^円	178,130 ^円	177,250 ^円	176,380 ^円	175,500 ^円	174,630 ^円	173,750 ^円	172,880 ^円	172,000 ^円	247,216 ^円
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											247,216円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこ える1人ごとに380円を控除した金額												従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族等の数 に応じ、扶養 親族等1人 ごとに380 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社
会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が 10 人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ご
とに 380 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 417 円を控除した金額が、その求める税額
である。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。
- ⇒ 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,330	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,320	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
190,000円	192,000円	43,060円	42,180円	41,310円	40,430円	39,560円	38,680円	37,810円	36,930円	36,060円	35,180円
192,000円	194,000円	43,760円	42,880円	42,010円	41,130円	40,260円	39,380円	38,510円	37,630円	36,760円	35,880円
194,000円	196,000円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円	37,460円	36,580円
196,000円	198,000円	45,160円	44,280円	43,410円	42,530円	41,660円	40,780円	39,910円	39,030円	38,160円	37,280円
198,000円	200,000円	45,860円	44,980円	44,110円	43,230円	42,360円	41,480円	40,610円	39,730円	38,860円	37,980円
200,000 円		46,210	45,330	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330
200,000 円をこえ 226,000 円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこ える金額の 35%に相当する金額を加算した金額									
226,000 円		55,310円	54,430円	53,560円	52,680円	51,810円	50,930円	50,060円	49,180円	48,310円	47,430円
226,000 円をこえ 351,000 円に満た ない金額		226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000 円をこ える金額の 40%に相当する金額を加算した金額									
351,000 円		105,310円	104,430円	103,560円	102,680円	101,810円	100,930円	100,060円	99,180円	98,310円	97,430円
351,000 円をこえ 518,000 円に満た ない金額		351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000 円をこ える金額の 45%に相当する金額を加算した金額									
518,000 円		180,460円	179,580円	178,710円	177,830円	176,960円	176,080円	175,210円	174,330円	173,460円	172,580円
518,000 円をこえ る金額		518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000 円をこ える金額の 50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりであ
る。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合
には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保
険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該
当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親
族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控
除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)によ
り求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 417 円を控除した金額が、その求める税額であ
る。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表
甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八 条第 一 項第 五 号の 規定 による 税額	丙 第三 十八 条第 一 項第 六 号の 規定 による 税額		
		扶 養 親 族 等 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以 上	未 満	税 額											額	額		
円 380	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 に相当する金額	円 0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人		
以 上	未 満	税 額												
円 960	円 980	円 55	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 138	円 0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	6
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	40	35	30	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,560	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,560	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除 後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897	
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921	
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945	
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969	
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993	
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017	
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041	
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065	
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089	
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113	
6,500 円をこえ 7,530 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 45%に相当する金額を加算した金額	1,113円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 35%に相当する金額を加算した金額	
7,530 円	1,910 円	1,820 円	1,790 円	1,765 円	1,735 円	1,705 円	1,675 円	1,645 円	1,615 円	1,585 円	1,555 円		3,076 円	1,473 円	
7,530 円をこえ 11,700 円に満 たない金額	7,530 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												3,076円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額	1,473円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる金額の 40%に相当する金額を加算した金額	
11,700 円	3,580 円	3,490 円	3,460 円	3,435 円	3,405 円	3,375 円	3,345 円	3,315 円	3,285 円	3,255 円	3,225 円		5,161 円	3,141 円	
11,700 円をこ え 17,250 円に 満たない金額	11,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額												5,161円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額	3,141円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえる金額の 45%に相当する金額を加算した金額	

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,250 円		6,075 円	5,985 円	5,955 円	5,930 円	5,900 円	5,870 円	5,840 円	5,810 円	5,780 円	5,750 円	5,720 円	8,213 円	5,638 円
17,250 円 を こ える金額		17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											8,213 円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち 17,250 円 をこえる金額の 60 % に 相当する金額を加算した金額	5,638 円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち 17,250 円 をこえる金額の 50 % に 相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につ き 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社
会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が 10 人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ご
とに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

（三）第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして（一）の（1）の（イ）及び（ロ）により求めた金額が、その求める税額である。

口 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,580	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,580	4,660	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610
4,660	4,740	865	840	810	785	760	735	710	685	660	635
4,740	4,820	885	860	835	810	785	760	735	710	685	660
4,820	4,900	910	885	860	835	810	785	760	735	710	685
4,900	4,980	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,980	5,060	965	935	910	885	860	835	810	780	755	730
5,060	5,140	990	960	930	905	880	855	830	805	780	755
5,140	5,220	1,020	990	960	930	905	880	855	830	805	780
5,220	5,300	1,045	1,015	990	960	930	905	880	855	830	805
5,300	5,380	1,075	1,045	1,015	985	955	930	905	880	855	830
5,380	5,460	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	930	900	875	850
5,460	5,540	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	985	955	925	900	875
5,540	5,620	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	955	925	900
5,620	5,700	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	925
5,700	5,780	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	950
5,780	5,860	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980
5,860	5,940	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005
5,940	6,020	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035
6,020	6,100	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
6,100	6,180	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090
6,180	6,260	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120
6,260	6,340	1,410	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145
6,340	6,420	1,440	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175
6,420	6,500	1,465	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,500 円		1,480	1,450	1,420	1,395	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
6,500 円をこえ 7,530 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 % に相当する金額を加算した金額										
7,530 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,840	1,810	1,780	1,755	1,725	1,695	1,665	1,635	1,605	1,575	
7,530 円をこえ 11,700 円に満た ない金額	7,530 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる 金額の 40 % に相当する金額を加算した金額										
11,700 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,510	3,480	3,450	3,425	3,395	3,365	3,335	3,305	3,275	3,245	
11,700 円をこえ 17,250 円に満た ない金額	11,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえ る金額の 45 % に相当する金額を加算した金額										

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額								
17,250 円	6,005 ^円	5,975 ^円	5,945 ^円	5,920 ^円	5,890 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,800 ^円	5,770 ^円	5,740 ^円
17,250 円をこえる 金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

イ の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人 以 上		前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円 28,100	円未満 29,400	円 30,300	円未満 31,700	円 32,500	円未満 34,000	円 34,700	円未満 36,400	円 37,000	円未満 38,700	円 1,000	円未満 3,000
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600円以上		490,900円以上		493,200円以上		495,500円以上		497,700円以上		246,400円以上	

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,200	円未満	15,700	円未満	18,200	円未満	20,700	円未満	23,200	円未満	25,700	円未満
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500	円以上	477,300	円以上	479,500	円以上	481,100	円以上	484,100	円以上	486,400	円以上

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)を

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

除」(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合、及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該規定により税額を計算する。レ

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,000	2,000	50,000	51,000	140,000	142,000
1,000	2,000	51,000	52,000	142,000	144,000
2,000	3,000	52,000	53,000	144,000	146,000
3,000	4,000	53,000	54,000	146,000	148,000
4,000	5,000	54,000	55,000	148,000	150,000
5,000	6,000	55,000	56,000	150,000	152,000
6,000	7,000	56,000	57,000	152,000	154,000
7,000	8,000	57,000	58,000	154,000	156,000
8,000	9,000	58,000	59,000	156,000	158,000
9,000	10,000	59,000	60,000	158,000	160,000
10,000	11,000	60,000	62,000	160,000	162,000
11,000	12,000	62,000	64,000	162,000	164,000
12,000	13,000	64,000	66,000	164,000	166,000
13,000	14,000	66,000	68,000	166,000	168,000
14,000	15,000	68,000	70,000	168,000	170,000
15,000	16,000	70,000	72,000	170,000	172,000
16,000	17,000	72,000	74,000	172,000	174,000
17,000	18,000	74,000	76,000	174,000	176,000
18,000	19,000	76,000	78,000	176,000	178,000
19,000	20,000	78,000	80,000	178,000	180,000
20,000	21,000	80,000	82,000	180,000	184,000
21,000	22,000	82,000	84,000	184,000	188,000
22,000	23,000	84,000	86,000	188,000	192,000
23,000	24,000	86,000	88,000	192,000	196,000
24,000	25,000	88,000	90,000	196,000	200,000
25,000	26,000	90,000	92,000	200,000	204,000
26,000	27,000	92,000	94,000	204,000	208,000
27,000	28,000	94,000	96,000	208,000	212,000
28,000	29,000	96,000	98,000	212,000	216,000
29,000	30,000	98,000	100,000	216,000	220,000
30,000	31,000	100,000	102,000	220,000	224,000
31,000	32,000	102,000	104,000	224,000	228,000
32,000	33,000	104,000	106,000	228,000	232,000
33,000	34,000	106,000	108,000	232,000	236,000
34,000	35,000	108,000	110,000	236,000	240,000
35,000	36,000	110,000	112,000	240,000	244,000
36,000	37,000	112,000	114,000	244,000	248,000
37,000	38,000	114,000	116,000	248,000	252,000
38,000	39,000	116,000	118,000	252,000	256,000
39,000	40,000	118,000	120,000	256,000	260,000
40,000	41,000	120,000	122,000	260,000	264,000
41,000	42,000	122,000	124,000	264,000	268,000
42,000	43,000	124,000	126,000	268,000	272,000
43,000	44,000	126,000	128,000	272,000	276,000
44,000	45,000	128,000	130,000	276,000	280,000
45,000	46,000	130,000	132,000	280,000	284,000
46,000	47,000	132,000	134,000	284,000	288,000
47,000	48,000	134,000	136,000	288,000	292,000
48,000	49,000	136,000	138,000	292,000	296,000
49,000	50,000	138,000	140,000	296,000	300,000

(二)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
300,000	304,000	15,000	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700
480,000	486,000	28,500	780,000	788,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500
486,000	492,000	28,950	788,000	796,000	51,600	1,188,000	1,196,000	91,300
492,000	498,000	29,400	796,000	804,000	52,200	1,196,000	1,204,000	92,100
498,000	504,000	29,850	804,000	812,000	52,900	1,204,000	1,212,000	92,900
504,000	510,000	30,300	812,000	820,000	53,700	1,212,000	1,220,000	93,700
510,000	516,000	30,750	820,000	828,000	54,500	1,220,000	1,228,000	94,500
516,000	522,000	31,200	828,000	836,000	55,300	1,228,000	1,236,000	95,300
522,000	528,000	31,650	836,000	844,000	56,100	1,236,000	1,244,000	96,100
528,000	534,000	32,100	844,000	852,000	56,900	1,244,000	1,252,000	96,900
534,000	540,000	32,550	852,000	860,000	57,700	1,252,000	1,260,000	97,700

(三)

退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額から 187,500円を 控除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて 算出した金額から 312,500円を 控除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額から 512,500円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて 算出した金額から 812,500円を 控除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額から 1,312,500円を 控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて 算出した金額から 2,312,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額から 3,312,500円を 控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて 算出した金額から 6,312,500円を 控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて 算出した金額から 6,312,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	1,000	50	25,000	25,500	2,500	70,000	71,000	7,000	150,000	152,000	15,000
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,100	152,000	154,000	15,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,200	154,000	156,000	15,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,300	156,000	158,000	15,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,400	158,000	160,000	16,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,500	160,000	162,000	16,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,600	162,000	164,000	16,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,700	164,000	166,000	17,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	7,800	166,000	168,000	17,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	7,900	168,000	170,000	17,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,000	170,000	172,000	18,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,100	172,000	174,000	18,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,200	174,000	176,000	18,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,300	176,000	178,000	18,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,400	178,000	180,000	19,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,500	180,000	182,000	19,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,600	182,000	184,000	19,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	8,700	184,000	186,000	20,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	8,800	186,000	188,000	20,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	8,900	188,000	190,000	20,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,000	190,000	192,000	21,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,200	192,000	194,000	21,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,400	194,000	196,000	21,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	9,600	196,000	198,000	21,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	9,800	198,000	200,000	22,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,000	200,000	202,000	22,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,200	202,000	204,000	22,800
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	10,400	204,000	206,000	23,100
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	10,600	206,000	208,000	23,400
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	10,800	208,000	210,000	23,700
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	11,000	210,000	213,000	24,000
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,100	112,000	114,000	11,200	213,000	216,000	24,450
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,200	114,000	116,000	11,400	216,000	219,000	24,900
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,300	116,000	118,000	11,600	219,000	222,000	25,350
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,400	118,000	120,000	11,800	222,000	225,000	25,800
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,500	120,000	122,000	12,000	225,000	228,000	26,250
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,600	122,000	124,000	12,200	228,000	231,000	26,700
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,700	124,000	126,000	12,400	231,000	234,000	27,150
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,800	126,000	128,000	12,600	234,000	237,000	27,600
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,900	128,000	130,000	12,800	237,000	240,000	28,050
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,000	130,000	132,000	13,000	240,000	243,000	28,500
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,100	132,000	134,000	13,200	243,000	246,000	28,950
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,200	134,000	136,000	13,400	246,000	249,000	29,400
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,300	136,000	138,000	13,600	249,000	252,000	29,850
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,400	138,000	140,000	13,800	252,000	255,000	30,300
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,500	140,000	142,000	14,000	255,000	258,000	30,750
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,600	142,000	144,000	14,200	258,000	261,000	31,200
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,700	144,000	146,000	14,400	261,000	264,000	31,650
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,800	146,000	148,000	14,600	264,000	267,000	32,100
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	6,900	148,000	150,000	14,800	267,000	270,000	32,550

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	33,000	430,000	434,000	58,500	630,000	635,000	98,500	880,000	885,000	157,500
273,000	276,000	33,450	434,000	438,000	59,300	635,000	640,000	99,500	885,000	890,000	158,750
276,000	279,000	33,900	438,000	442,000	60,100	640,000	645,000	100,500	890,000	895,000	160,000
279,000	282,000	34,350	442,000	446,000	60,900	645,000	650,000	101,500	895,000	900,000	161,250
282,000	285,000	34,800	446,000	450,000	61,700	650,000	655,000	102,500	900,000	905,000	162,500
285,000	288,000	35,250	450,000	454,000	62,500	655,000	660,000	103,500	905,000	910,000	163,750
288,000	291,000	35,700	454,000	458,000	63,300	660,000	665,000	104,500	910,000	915,000	165,000
291,000	294,000	36,150	458,000	462,000	64,100	665,000	670,000	105,500	915,000	920,000	166,250
294,000	297,000	36,600	462,000	466,000	64,900	670,000	675,000	106,500	920,000	925,000	167,500
297,000	300,000	37,050	466,000	470,000	65,700	675,000	680,000	107,500	925,000	930,000	168,750
300,000	303,000	37,500	470,000	474,000	66,500	680,000	685,000	108,500	930,000	935,000	170,000
303,000	306,000	37,950	474,000	478,000	67,300	685,000	690,000	109,500	935,000	940,000	171,250
306,000	309,000	38,400	478,000	482,000	68,100	690,000	695,000	110,500	940,000	945,000	172,500
309,000	312,000	38,850	482,000	486,000	68,900	695,000	700,000	111,500	945,000	950,000	173,750
312,000	315,000	39,300	486,000	490,000	69,700	700,000	705,000	112,500	950,000	955,000	175,000
315,000	318,000	39,750	490,000	494,000	70,500	705,000	710,000	113,750	955,000	960,000	176,250
318,000	321,000	40,200	494,000	498,000	71,300	710,000	715,000	115,000	960,000	965,000	177,500
321,000	324,000	40,650	498,000	502,000	72,100	715,000	720,000	116,250	965,000	970,000	178,750
324,000	327,000	41,100	502,000	506,000	72,900	720,000	725,000	117,500	970,000	975,000	180,000
327,000	330,000	41,550	506,000	510,000	73,700	725,000	730,000	118,750	975,000	980,000	181,250
330,000	333,000	42,000	510,000	514,000	74,500	730,000	735,000	120,000	980,000	985,000	182,500
333,000	336,000	42,450	514,000	518,000	75,300	735,000	740,000	121,250	985,000	990,000	183,750
336,000	339,000	42,900	518,000	522,000	76,100	740,000	745,000	122,500	990,000	995,000	185,000
339,000	342,000	43,350	522,000	526,000	76,900	745,000	750,000	123,750	995,000	1,000,000	186,250
342,000	345,000	43,800	526,000	530,000	77,700	750,000	755,000	125,000			
345,000	348,000	44,250	530,000	534,000	78,500	755,000	760,000	126,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額
348,000	351,000	44,700	534,000	538,000	79,300	760,000	765,000	127,500			
351,000	354,000	45,150	538,000	542,000	80,100	765,000	770,000	128,750			
354,000	357,000	45,600	542,000	546,000	80,900	770,000	775,000	130,000			
357,000	360,000	46,050	546,000	550,000	81,700	775,000	780,000	131,250			
360,000	363,000	46,500	550,000	554,000	82,500	780,000	785,000	132,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から137,500円を控除した金額
363,000	366,000	46,950	554,000	558,000	83,300	785,000	790,000	133,750			
366,000	369,000	47,400	558,000	562,000	84,100	790,000	795,000	135,000			
369,000	372,000	47,850	562,000	566,000	84,900	795,000	800,000	136,250			
372,000	375,000	48,300	566,000	570,000	85,700	800,000	805,000	137,500			
375,000	378,000	48,750	570,000	574,000	86,500	805,000	810,000	138,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
378,000	381,000	49,200	574,000	578,000	87,300	810,000	815,000	140,000			
381,000	384,000	49,650	578,000	582,000	88,100	815,000	820,000	141,250			
384,000	387,000	50,100	582,000	586,000	88,900	820,000	825,000	142,500			
387,000	390,000	50,550	586,000	590,000	89,700	825,000	830,000	143,750			
390,000	394,000	51,000	590,000	594,000	90,500	830,000	835,000	145,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額
394,000	398,000	51,600	594,000	598,000	91,300	835,000	840,000	146,250			
398,000	402,000	52,200	598,000	602,000	92,100	840,000	845,000	147,500			
402,000	406,000	52,900	602,000	606,000	92,900	845,000	850,000	148,750			
406,000	410,000	53,700	606,000	610,000	93,700	850,000	855,000	150,000			
410,000	414,000	54,500	610,000	614,000	94,500	855,000	860,000	151,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から812,500円を控除した金額
414,000	418,000	55,300	614,000	618,000	95,300	860,000	865,000	152,500			
418,000	422,000	56,100	618,000	622,000	96,100	865,000	870,000	153,750			
422,000	426,000	56,900	622,000	626,000	96,900	870,000	875,000	155,000			
426,000	430,000	57,700	626,000	630,000	97,700	875,000	880,000	156,250			

(三)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
10,000,000円	20,000,000円	課税所得金額に70%を乗じて算出した金額から1,312,500円を控除した金額	20,000,000円	30,000,000円	課税所得金額に70%を乗じて算出した金額から2,312,500円を控除した金額	30,000,000円	50,000,000円	課税所得金額に70%を乗じて算出した金額から3,312,500円を控除した金額	50,000,000円	以上	課税所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,312,500円を控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに5,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (二) 次に、(一)により求めた金額から、
- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (a) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (b) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (a) 申告された扶養親族があるときは、
 - (i) (b)に該当するときはを除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ii) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
123,130	円未満	円	90,500	円未満	円	170,000	円	171,000	円	128,000	円
123,130	124,000	90,500	171,000	172,000	128,800	218,000	219,000	166,400			
124,000	125,000	91,200	172,000	173,000	129,600	219,000	220,000	167,200			
125,000	126,000	92,000	173,000	174,000	130,400	220,000	221,000	168,000			
						221,000	222,000	168,800			
126,000	127,000	92,800	174,000	175,000	131,200	222,000	223,000	169,600			
127,000	128,000	93,600	175,000	176,000	132,000	223,000	224,000	170,400			
128,000	129,000	94,400	176,000	177,000	132,800	224,000	225,000	171,200			
129,000	130,000	95,200	177,000	178,000	133,600	225,000	226,000	172,000			
130,000	131,000	96,000	178,000	179,000	134,400	226,000	227,000	172,800			
131,000	132,000	96,800	179,000	180,000	135,200	227,000	228,000	173,600			
132,000	133,000	97,600	180,000	181,000	136,000	228,000	229,000	174,400			
133,000	134,000	98,400	181,000	182,000	136,800	229,000	230,000	175,200			
134,000	135,000	99,200	182,000	183,000	137,600	230,000	231,000	176,000			
135,000	136,000	100,000	183,000	184,000	138,400	231,000	232,000	176,800			
136,000	137,000	100,800	184,000	185,000	139,200	232,000	233,000	177,600			
137,000	138,000	101,600	185,000	186,000	140,000	233,000	234,000	178,400			
138,000	139,000	102,400	186,000	187,000	140,800	234,000	235,000	179,200			
139,000	140,000	103,200	187,000	188,000	141,600	235,000	236,000	180,000			
140,000	141,000	104,000	188,000	189,000	142,400	236,000	237,000	180,800			
141,000	142,000	104,800	189,000	190,000	143,200	237,000	238,000	181,600			
142,000	143,000	105,600	190,000	191,000	144,000	238,000	239,000	182,400			
143,000	144,000	106,400	191,000	192,000	144,800	239,000	240,000	183,200			
144,000	145,000	107,200	192,000	193,000	145,600	240,000	241,000	184,000			
145,000	146,000	108,000	193,000	194,000	146,400	241,000	242,000	184,800			
146,000	147,000	108,800	194,000	195,000	147,200	242,000	243,000	185,600			
147,000	148,000	109,600	195,000	196,000	148,000	243,000	244,000	186,400			
148,000	149,000	110,400	196,000	197,000	148,800	244,000	245,000	187,200			
149,000	150,000	111,200	197,000	198,000	149,600	245,000	246,000	188,000			
150,000	151,000	112,000	198,000	199,000	150,400	246,000	247,000	188,800			
151,000	152,000	112,800	199,000	200,000	151,200	247,000	248,000	189,600			
152,000	153,000	113,600	200,000	201,000	152,000	248,000	249,000	190,400			
153,000	154,000	114,400	201,000	202,000	152,800	249,000	250,000	191,200			
154,000	155,000	115,200	202,000	203,000	153,600	250,000	251,000	192,000			
155,000	156,000	116,000	203,000	204,000	154,400	251,000	252,000	192,800			
156,000	157,000	116,800	204,000	205,000	155,200	252,000	253,000	193,600			
157,000	158,000	117,600	205,000	206,000	156,000	253,000	254,000	194,400			
158,000	159,000	118,400	206,000	207,000	156,800	254,000	255,000	195,200			
159,000	160,000	119,200	207,000	208,000	157,600	255,000	256,000	196,000			
160,000	161,000	120,000	208,000	209,000	158,400	256,000	257,000	196,800			
161,000	162,000	120,800	209,000	210,000	159,200	257,000	258,000	197,600			
162,000	163,000	121,600	210,000	211,000	160,000	258,000	259,000	198,400			
163,000	164,000	122,400	211,000	212,000	160,800	259,000	260,000	199,200			
164,000	165,000	123,200	212,000	213,000	161,600	260,000	261,000	200,000			
165,000	166,000	124,000	213,000	214,000	162,400	261,000	262,000	200,800			
166,000	167,000	124,800	214,000	215,000	163,200	262,000	263,000	201,600			
167,000	168,000	125,600	215,000	216,000	164,000	263,000	264,000	202,400			
168,000	169,000	126,400	216,000	217,000	164,800	264,000	265,000	203,200			
169,000	170,000	127,200	217,000	218,000	165,600	265,000	266,000	204,000			

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
266,000	267,000	204,800	337,000	338,500	261,600	409,000	410,500	319,200
267,000	268,000	205,600	338,500	340,000	262,800	410,500	412,000	320,450
268,000	269,500	206,400	340,000	341,500	264,000	412,000	413,500	321,800
269,500	271,000	207,600	341,500	343,000	265,200	413,500	415,000	323,150
271,000	272,500	208,800	343,000	344,500	266,400	415,000	416,500	324,500
272,500	274,000	210,000	344,500	346,000	267,600	416,500	418,000	325,850
274,000	275,500	211,200	346,000	347,500	268,800	418,000	419,500	327,200
275,500	277,000	212,400	347,500	349,000	270,000	419,500	421,000	328,550
277,000	278,500	213,600	349,000	350,500	271,200	421,000	422,500	329,900
278,500	280,000	214,800	350,500	352,000	272,400	422,500	424,000	331,250
280,000	281,500	216,000	352,000	353,500	273,600	424,000	425,500	332,600
281,500	283,000	217,200	353,500	355,000	274,800	425,500	427,000	333,950
283,000	284,500	218,400	355,000	356,500	276,000	427,000	428,500	335,300
284,500	286,000	219,600	356,500	358,000	277,200	428,500	430,000	336,650
286,000	287,500	220,800	358,000	359,500	278,400	430,000	431,500	338,000
287,500	289,000	222,000	359,500	361,000	279,600	431,500	433,000	339,350
289,000	290,500	223,200	361,000	362,500	280,800	433,000	434,500	340,700
290,500	292,000	224,400	362,500	364,000	282,000	434,500	436,000	342,050
292,000	293,500	225,600	364,000	365,500	283,200	436,000	437,500	343,400
293,500	295,000	226,800	365,500	367,000	284,400	437,500	439,000	344,750
295,000	296,500	228,000	367,000	368,500	285,600	439,000	440,500	346,100
296,500	298,000	229,200	368,500	370,000	286,800	440,500	442,000	347,450
298,000	299,500	230,400	370,000	371,500	288,000	442,000	443,500	348,800
299,500	301,000	231,600	371,500	373,000	289,200	443,500	445,000	350,150
301,000	302,500	232,800	373,000	374,500	290,400	445,000	446,500	351,500
302,500	304,000	234,000	374,500	376,000	291,600	446,500	448,000	352,850
304,000	305,500	235,200	376,000	377,500	292,800	448,000	449,500	354,200
305,500	307,000	236,400	377,500	379,000	294,000	449,500	451,000	355,550
307,000	308,500	237,600	379,000	380,500	295,200	451,000	452,500	356,900
308,500	310,000	238,800	380,500	382,000	296,400	452,500	454,000	358,250
310,000	311,500	240,000	382,000	383,500	297,600	454,000	455,500	359,600
311,500	313,000	241,200	383,500	385,000	298,800	455,500	457,000	360,950
313,000	314,500	242,400	385,000	386,500	300,000	457,000	458,500	362,300
314,500	316,000	243,600	386,500	388,000	301,200	458,500	460,000	363,650
316,000	317,500	244,800	388,000	389,500	302,400	460,000	461,500	365,000
317,500	319,000	246,000	389,500	391,000	303,600	461,500	463,000	366,350
319,000	320,500	247,200	391,000	392,500	304,800	463,000	464,500	367,700
320,500	322,000	248,400	392,500	394,000	306,000	464,500	466,000	369,050
322,000	323,500	249,600	394,000	395,500	307,200	466,000	467,500	370,400
323,500	325,000	250,800	395,500	397,000	308,400	467,500	469,000	371,750
325,000	326,500	252,000	397,000	398,500	309,600	469,000	470,500	373,100
326,500	328,000	253,200	398,500	400,000	310,800	470,500	472,000	374,450
328,000	329,500	254,400	400,000	401,500	312,000	472,000	473,500	375,800
329,500	331,000	255,600	401,500	403,000	313,200	473,500	475,000	377,150
331,000	332,500	256,800	403,000	404,500	314,400	475,000	476,500	378,500
332,500	334,000	258,000	404,500	406,000	315,600	476,500	478,000	379,850
334,000	335,500	259,200	406,000	407,500	316,800	478,000	479,500	381,200
335,500	337,000	260,400	407,500	409,000	318,000	479,500	481,000	382,550

(三)

給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
481,000	482,500	383,900	556,000	558,000	451,400	636,000	638,000	523,400			
482,500	484,000	385,250	558,000	560,000	453,200	638,000	640,000	525,200			
484,000	485,500	386,600	560,000	562,000	455,000	640,000	642,000	527,000			
485,500	487,000	387,950	562,000	564,000	456,800	642,000	644,000	528,800			
487,000	488,500	389,300	564,000	566,000	458,600	644,000	646,000	530,600			
488,500	490,000	390,650	566,000	568,000	460,400	646,000	648,000	532,400			
490,000	491,500	392,000	568,000	570,000	462,200	648,000	650,000	534,200			
491,500	493,000	393,350	570,000	572,000	464,000	650,000	652,000	536,000			
493,000	494,500	394,700	572,000	574,000	465,800	652,000	654,000	537,800			
494,500	496,000	396,050	574,000	576,000	467,600	654,000	656,000	539,600			
496,000	498,000	397,400	576,000	578,000	469,400	656,000	658,000	541,400			
498,000	500,000	399,200	578,000	580,000	471,200	658,000	660,000	543,200			
500,000	502,000	401,000	580,000	582,000	473,000	660,000	662,000	545,000			
502,000	504,000	402,800	582,000	584,000	474,800	662,000	664,000	546,800			
504,000	506,000	404,600	584,000	586,000	476,600	664,000	666,000	548,600			
506,000	508,000	406,400	586,000	588,000	478,400	666,000	668,000	550,400			
508,000	510,000	408,200	588,000	590,000	480,200	668,000	670,000	552,200			
510,000	512,000	410,000	590,000	592,000	482,000	670,000	672,000	554,000			
512,000	514,000	411,800	592,000	594,000	483,800	672,000	674,000	555,800			
514,000	516,000	413,600	594,000	596,000	485,600	674,000	676,000	557,600			
516,000	518,000	415,400	596,000	598,000	487,400	676,000	678,000	559,400			
518,000	520,000	417,200	598,000	600,000	489,200	678,000	680,000	561,200			
520,000	522,000	419,000	600,000	602,000	491,000	680,000	682,000	563,000			
522,000	524,000	420,800	602,000	604,000	492,800	682,000	684,000	564,800			
524,000	526,000	422,600	604,000	606,000	494,600	684,000	686,000	566,600			
526,000	528,000	424,400	606,000	608,000	496,400	686,000	688,000	568,400			
528,000	530,000	426,200	608,000	610,000	498,200	688,000	690,000	570,200			
530,000	532,000	428,000	610,000	612,000	500,000	690,000	692,000	572,000			
532,000	534,000	429,800	612,000	614,000	501,800	692,000	694,000	573,800			
534,000	536,000	431,600	614,000	616,000	503,600	694,000	696,000	575,600			
536,000	538,000	433,400	616,000	618,000	505,400	696,000	698,000	577,400			
538,000	540,000	435,200	618,000	620,000	507,200	698,000	700,000	579,200			
540,000	542,000	437,000	620,000	622,000	509,000	700,000	702,000	581,000			
542,000	544,000	438,800	622,000	624,000	510,800	702,000	704,000	582,800			
544,000	546,000	440,600	624,000	626,000	512,600	704,000	706,000	584,600			
546,000	548,000	442,400	626,000	628,000	514,400	706,000	708,000	586,400			
548,000	550,000	444,200	628,000	630,000	516,200	708,000	710,000	588,200			
550,000	552,000	446,000	630,000	632,000	518,000	710,000 円以上		給与の金額から 120,000 円 を控除した金 額			
552,000	554,000	447,800	632,000	634,000	519,800						
554,000	556,000	449,600	634,000	636,000	521,600						

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第十八条第三項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。

4 新法第十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行前に信託会社が信託財産に属する公債又は社債についてした租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第八条第一項第一号の登録は、新法第十八条第三項の登録とみなす。

5 昭和三十六年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十五年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同

年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び基礎控除額並びに新法第十一条の八第一項又は第十一条の九第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した配偶者控除額及び扶養控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額並びに旧法の規定による配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十五年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十五年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十五年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

6 新法第十一条の二第二項又は第三項の規定に該当する納税義務者の前項に定める昭和三十六年分の予定納税基準額は、次項及び第八項に定めるところに従い、昭和三十五年分の総所得金額その他同年分の所得税額の計算の基礎となつた事項を調整したものととして計算した金額によることができるとする。

7 前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十六年五月一日の現況により、同月十五日まで（新法第七條の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで）に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額のその前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額又は新法第十一条の二第三項の規定による事業専従者控除額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 前項の申請書の提出があつた場合における第五項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ（その記載されたところが新法第十一条の二第二項又は第三項

の規定に従っていないときは、これらの規定に従つて税務署長が修正したところ）に従い、第五項第一号の総所得金額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の課税総所得金額若しくは所得税額の計算の基礎となつた事実又は第五項第二号の税額の計算の基礎となつた事実については、当該青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に係る青色事業専従者又は事業専従者に該当する者は、当該納税義務者又は他の納税義務者の扶養親族でなかつたものとす

9 税務署長は、前項の場合について、第七項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

10 新法第二十九条第七項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項に規定する申告書を提出すべき事実が生じた場合について適用する。

11 昭和三十六年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、同条第一項の規定による還付金の計算の基礎となる税額は、旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。

12 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十

六年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

13 新法第三十八条の二の規定及び新法別表第五は、昭和三十六年四月一日以後に支給すべき退職所得について適用し、同日前に支給すべき退職所得については、なお従前の例による。

14 新法第三十九条の規定は、昭和三十六年四月一日以後提出する同条に規定する申告書について適用し、同日前に昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に關する法律（昭和三十五年法律第六十八号。以下「臨時特例法」という。）第七條の規定により読み替えられた旧法第三十九条第一項から第三項までの規定により提出した申告書は、新法第三十九条第一項から第三項までの規定により提出した申告書とみなす。

15 新法第四十条の規定及び新法別表第六は、その年最後に給与の支払をする日が昭和三十六年四月一日以後である場合について適用する。

16 新法第四十二条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払を受けるべき報酬又は料金について適用し、同日前に支払を受けるべき報酬又は料金については、なお従前の例による。

17 新法第六十一条第一項第七号の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払うべき同号に規定する対価について適用する。

18 新法第六十二條の規定は、昭和三十六年四月一日以後に提出し、又は交付する源泉徴収票について適用する。

19 この法律の施行前に昭和三十六年分の所得税につき旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四條第五項において準用する同法第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に對し、更正の請求をすることが出来る。

20 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同法第七項及び第八項、新法第三十二條第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十六年四月一日」とする。

21 昭和三十六年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日まで

十一日までの間に支払われたものにつき臨時特例法第六條の規定により読み替えられた旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八條の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に對し、そのこえる金額の還付を請求することが出来る。

22 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十六年分の所得税についての申告、更正若しくは決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）又は還付（当該請求に係る還付を除く。）に關する規定の適用及び同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに對する新法第三十八條の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得については、臨時特例法第六條の規定により読み替えられた旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

23 昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に臨時特例法第八條の規定の適用を受けた場合において、同法第二号の金額がその適用に係る給与所得につき新法第

四十條第一項の規定を適用した場合における同項第二号の税額をこえるときは、当該給与所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に對し、そのこえる金額（臨時特例法第四條第一項又は第五條第二項の規定により読み替えられた旧法第三十八條第一項若しくは第四項又は第四十條第一項の規定により徴収された所得税額に相當するものに限る。）の還付を請求することが出来る。

24 前項に規定する給与所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十六年分の所得税についての申告、更正若しくは決定、納付、徴収（給与所得に係る源泉徴収を除く。）又は還付（当該請求に係る還付を除く。）に關する規定の適用については、当該請求に係る給与所得について臨時特例法第八條第二号の規定により計算した金額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

25 災害被害者に對する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「所得税法第三十八條第一項若しくは第四項を」所得税法第三十八條第一項若しくは第五項に改める。

第九條第二項中「同法第三十八條第一項若しくは第四項を」同法第三十八條第一項若しくは第五

項に改め、同法第三項中「所得税法第三十八條第一項又は第四項を」所得税法第三十八條第一項又は第五項に改める。

26 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項第三号中「所得税法第八條第六項を」所得税法第八條第八項に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえり、所得税について、配偶者控除の創設、扶養控除及び給与所得控除の引上げ、専従者控除の拡充、退職所得の特別控除額の限度の撤廃並びに税率の緩和により、その負担を軽減するとともに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外となる等税制の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「酒販組合中央会の下に、非出資組合である商工組合及び同連合会」を加える。

第六條の見出し中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同法第一項中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

改め、「所得に對する法人税」の下に（第十七條の二の規定の適用がある場合には、同法第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。）を加え、同法第二項及び第三項中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第九條第七項中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、及び「商工組合中央金庫」を並びに「商工組合中央金庫」に改める。

第九條の六第一項中「証券投資信託の収益の分配を」を「証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。）の収益の分配を」に改める。

第十七條第三項第一号中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第十七條の二第一項を次のように改める。

同族会社（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しない）が各事業年度（清算中の事業年度を除く。）の所得（第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六又は第九條の九の規定により益金に算入しない金額を含む。）以下本条において所得等という。）の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額が当該事業年度の所得等の金額に百分の十を乗じて計算した金額に相當する金額又は年五十万円のいずれが多い金額（当該金額が当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本又は出資の金額の四分の一に相當

する金額から同日における積立金額（当該事業年度の所得等に係る部分の金額を除く。）を控除した金額に満たないときは、その控除後の金額をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した法人税額に、そのこえる金額をそれぞれ左の各級に区分して通次に各割合を適用して計算した金額の合計額を加算した金額とする。

年三千万円以下の金額 百分の十

年三千万円をこえる金額 百分の十五

年一億円をこえる金額 百分の二十

第十七条の二第二項中「所得（第六条の規定により法人税を免除する所得を除き、第九条の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）を「所得等」とし、「当該所得に対して」を「当該事業年度の所得に対して」に、「当該所得に係る」を「当該所得等に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

この場合において、同条第二項中「年二百万円」とあるのは「年五百万円、年三千万円又は年一億円」と、「二百万円」とあるのは「それぞれこれらの金額に」と読み替えるものとする。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六条及び第十七条の二の規定は、法人（同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

理由
今次の税制改正の一環として、同族会社の留保所得に対する課税の合理化を図り、あわせて中小法人の租税負担の軽減に資するため、その課税方式を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一種甲中「第二條第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券」の下に「（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條第四項に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。）を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
公社債投資信託の創設に伴い、その受益証券に係る有価証券取引税の税率を公債又は社債に係る有価証券取引税の税率に準じて定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「定ムルモノ」の下に「（以下特別料金ト称ス）を加える。

第三條中「支払フ寝台料金」の下に「（一人一回ニ付千円以上ノモノニ限ル）を加え、第一号ニ規定スル等級」を「二等」に、「第二号ニ規定スル等級」を「一等」に改め、「停車船場間ノ寝台料金」の下に「（一人一回ニ付千円以上ノモノニ限ル）を加え、同条第一号中「三等（等級ヲ一等及二等

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二分チタルモノニ在リテハ二等）を「二等」に改め、同条第二号中「二等（等級ヲ一等及二等二分チタルモノニ在リテハ一等）を「一等」に改め、同条に次の一項を加える。

汽車等ノ設備ハ特別料金ノ対象タル設備中ニ以上ノモノガ特定ノ乗客ニ依リテ利用セラルル場合ニ於テ此等ノ設備ニ付二以上ノ料金ヲ支払フトキハ此等ノ料金ヲ一ノ寝台料金ト看做シテ前項但書ノ規定ヲ適用ス

第四條 汽車等（日本国有鉄道ノ汽車、電車及汽船ヲ除ク以下本条中同ジ）ニシテ普通旅客運賃トシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付上下ノ区分ヲ設ケザルモノニ在リテハ二等ノ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

汽車等ニシテ前項ノ普通旅客運賃ニ付上下ノ区分ヲ設ケタルモノニ在リテハ夫々ノ運賃ニ応ズル各等級ハ此等ニ附セラレタル名称ノ何タルカ其間ハズ左ノ各号ノ区分ニ応ジ当該各号ニ掲グル等級ト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

一 最低ノ運賃其ノ他其ノ百分ノ百五十未満ノ運賃ニ応ズル等級ニ等

二 最低ノ運賃ノ百分ノ百五十以上百分ノ三百未満ノ運賃ニ応ズル等級 一等

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえりみ、寝台料金等のうち比較的低額のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領取する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金という。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領取した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえりみ、寝台料金等のうち比較的低額のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

財源に充てる金額と合して毎年度の予算に定めるところによるものとする。

- 2 前項の金額の決定については、国債整理基金の状況、一般会計の負担に属する国債の償還見込みその他の事情を勘案し、将来における同基金による国債の償還に支障を生じないようにしなければならぬ。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）は、廃止する。

- 3 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

- 第十四条 日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）第九條第二項又ハ日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八條第二項ノ規定ニ依リ日本国有鉄道又ハ日本電信電話公社ガ政府ニ対シ負フ債務ノ償還金及利子（以下「法定債務ノ償還金等」と謂フ）ハ国債整理基金特別会計ノ歳入トス

- 第十五条 政府ガ日本国有鉄道及日本電信電話公社ヨリ法定債務ノ償還金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ其ノ支払金額ニ相当スル金額ガ第二條第一項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ国債整理基金特別

会計ニ繰り入レラレタルモノト看做ス

理由

国債の償還の現状にかえりみ、その償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる金額は、財政法その他関係法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算で定めるところによることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

- 9 この法律の規定は、これに係る国の補助金又は負担金について法律で別段の措置が講ぜられるまでの間、その効力を有する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六條中「昭和二十九年

理由

から昭和三十五年度までの間に限り」を「当分の間」に改める。

講ぜられるまでの間継続することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項以下を一項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

- 15 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、三百五十億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産業投資特別会計において行なう投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため、昭和三十五年度において、一般会計から、この会計の資金に繰入金をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五百八十三億円」を「七百三十三億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

第五條第一項第三号中「敷地を除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供するとき。

第六條中「国有財産法第二十九條及び」を「国有財産法第二十八條第四号ただし書の規定は、前條第一項第四号の場合に、同法第二十九條及び」に改め、「前條第一項第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、「準用を、それぞれ準用に、」を「国有財産法第二十九條中」を「同法第二十九條中」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方公共団体の経営する水道事業の助成に資するため、水道施設の利用に供する普通財産を地方公共団体に對し譲与することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外八法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、今日の税制改正のうち、所得税法の一部を改正する法律案等について申し上げます。

政府は、国民の租税負担の現状に顧み、合理的な租税制度を確立するため、一昨年税制調査会を設けて、国税、地方税を通ずる税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末にその中間答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、昭和三十六年度におきましては、中小所得者の負担軽減をはかり、企業の経営基盤の強化に資するため、所得税及び法人税を中心として、国税について平年度約一千三百三十億円の減税を行なうとともに、最近の情勢に應じ、租税特別措置について整理合理化を行ない、新道路整備計画の財源に充てるため揮発油に対する消費税の増徴をはかる等、所要の税制改正を行なうこととしたしております。これらの税制改正諸法案のうち、

今回、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案及び通行税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、給与所得者、事業所得者等各種の所得者を通じて、中小所得者を中心として税負担の軽減合理化をはかることとしております。すなわち、配偶者については、新たに配偶者控除を設けて、基礎控除と同額の九万円の控除を行なうとともに、扶養控除については、その控除額に年令差を設け、満十五才以上の扶養親族についての控除額を三万円から五万円に引き上げることとし、事業所得者については、家族専従者の実情、法人の負担とのバランス等の見地から専従者控除を拡充し、白色申告者の場合は、新たに家族専従者一人につき七万円の控除を認め、青色申告者の場合は、現在八万円の専従者控除額を、家族専従者の年令が二十五才以上であるときは十二万円、家族専従者の年令が二十五才未満であるときは九万円に引き上げることとし、給与所得者については、給与所得控除を引き上げ、給与の収入金額から新たに一万円の定額控除を行ない、その残額について四十万円まで二〇%、四十万円超一〇%、最高十二万円の控除を行なうこととしております。また、税率につきましても、課税所得七十万円以下の税率の緩和をはかつております。

以上申し述べました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人計五人

家族の給与所得者の場合を例にとりますと、所得税を課されない限度が現在の約三十三万円から約三十九万円に引き上げられるとともに、百万円以下の中小所得者の所得税の負担は著しく軽減され、かつ各種所得者を通じてバランスのとれた減税が行なわれることとなっております。

次に、停年退職者の実情にかんがみ、退職所得の特別控除額について、現在の百万円の控除限度額を廃し、現行の年令及び勤続年数に応ずる控除が無制限に与えられるようにしております。

さらに、公社債投資信託の創設に伴い、その利益を利子所得とすること、事業譲渡に類する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外とすること、配当所得または趣味もしくは娯楽に伴う所得の計算上生じた損失については他の所得との通算を認めないものとすること、原稿料、自由職業者の報酬等についての源泉徴収の税率を一〇%に統一すること等、税制の整備合理化をはかることとしております。

第二に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税につきましては、来年度の法人税に關する重要な改正である企業の株式資本の充実に資するための配当課税の改正及び耐用年数の改訂は、別途租税特別措置法の改正等により措置し、法人税法の改正では、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうこととしております。現在、同族会社の留保金が一定の金額以上に達する場合に、毎期の留保所得に対して一律に一〇%の特別課税が行なわれること

となつていますが、この制度が中小法人の税負担を重くし、資本蓄積を妨げているという意見があります。そこで、この際この制度に改正を加え、個人所得者との負担のバランス、非同族会社はこの特別課税がないこととのバランス等を考慮いたしまして、毎期の留保所得から一定の控除を行なった後の金額に対して税率を課することとして中小法人の負担を軽減する反面、個人事業者との負担のバランスから、高額の留保所得に対する税率を若干引き上げることとして、制度の合理化をはかつております。すなわち、毎期の留保所得から毎事業年度の所得の一〇%相当額から年五十万円か、いずれか多い金額を控除した金額を課税留保所得とすることとし、その課税留保所得のうち年三千万円をこえる金額に対する税率を一五%、年一億円をこえる金額に対する税率を二〇%に引き上げることとしております。なお、この場合におきましても、その事業年度終了の日における積立金額と当該事業年度の留保所得との合計金額が期末資本金の四分の一相当額に達するまでは、従来のように留保所得に対する課税をしないこととしております。

以上のほか、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、その性格に顧み、第五条第一項の公益法人と同様に、その収益事業以外の事業には法人税を課さないものとすること、及び重要物産免税の名称を制度の趣旨に合ふよう新規重要物産免税と改めること等、所要の規定の整備をはかつております。

第三に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、わが国における社債市場育成策の一環として、新たに公社債投資信託が創設され、所得税法においても、その収益の所得の種類を定めたのであります。これが取引された場合の有価証券取引税の税率について公社債の場合の税率に準じたものとするため、所要の改正を行なうこととしていたしたのであります。

第四に通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正は、最近における生活水準の向上、旅客サービスの改善に伴い、二等寝台の利用状況が相当大衆化されていることに顧み、二等寝台料金に対する通行税を非課税とするとともに、日本国有鉄道が等級呼称の変更を行なったことに関連をいたしまして、通行税における等級区分について規定の整備をはかることとしていたしたのであります。

次に、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国債及びその償還財源の状況にかんがみ、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れらるべき償還資金の額について特例を設けようとするものであります。

国債の償還財源をいたしましては、財政法第六條の規定による前々年度の決算上の剰余金の二分の一以上の額と国債整理基金特別会計法第二條第二項の規定による前年度国債総額の一万分の一・六の三分の一相当額とがそのおもなものとされております。このうち、後者の前年度国債総額の一万分の一・六の三分の一という額は、大正四年度及び昭和七年度の国債の状況等を基準にして定められたものでありまして、その額は、現状にそぐわない点もあり、また、従来決算上の剰余金の二分の一の金額の繰り入れにより国債償還の円滑な運営を行ない得る状況でありましたので、昭和二十八年度以降毎年度特別の法的措置を講じて、その繰り入れを臨時的に停止してきたのであります。

このような状況にかんがみまして、政府といたしましては、この際、最近の国債の償還状況等にも適合した合理的な減債基金制度につきまして慎重に検討をいたしたのであります。

しかるに、ここ数年に満期の到来いたしました国債中には、交付国債、外貨債など借りかえ困難なものが多く、かつ、年によりその額の高低が激しいので、画一的な減債基金制度になじみがないものがあるものであります。また、国債総額の財政に占める比重は戦前並に諸外国に比べきわめて低いものとなっております。さらに、わが国よりも国債の比重の大きい他の諸国の減債基金制度についても種々検討をいたしました。したが、適当な制度を見出すことは困難でありました。一方、財政法第六條の規定により剰余金の二分の一以上の額が国債の償還に充てられることとなり、これが主たる償還財源となつて円滑な運用を見てきている状況であります。

このような状況でありますので、現在のところ減債基金に繰り入れる額を画一的な一定率等により特定することは、技術的に見ても困難であり、また、国債の総額等から見ても、今直ちにこれを特定しなければならぬとも考えられないのであります。従いま

して、当分の間、一般会計から国債整理基金に繰り入れるべき金額については、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首国債総額の一万分の一・六の三分の一に相当する額の繰り入れを停止し、財政法第六条その他の法律の規定により国債の償還に充てる金額と合わせて毎年度の予算で定めることとしております。しかし、その金額の決定につきましては、国債整理基金の状況、国債償還の見込みその他の事情を勘案し、将来の国債償還に支障を生じないようにすることとしております。

なお、この法律案に伴って、昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度において国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律を廃止するとともに、廃止法律に定められていた日本国有鉄道及び日本電信電話公社からの法定債務の償還元利金の国債整理基金特別会計の歳入への組み入れに関する措置は、経理の簡素化をはかるため、従前と同様今後も継続することとし、本法律案の附則において必要な規定の整備をはかつております。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、昭和二十九年、補助金等の整理合理化の一環といたしまして、特に法的措置を講ずる必要がある補助金等につきまして補助金等の臨時特例等に関する法律により特例措置を講じたのであります。その後、その処理につき結論を得た補助金等につきましては、逐次別途の法的措置をとりつつ、一方この特例法の有効期限につきまして

は、毎年これを延長して今日に至つておるのでございます。

現在この法律により特例措置が講ぜられていた補助金等につきましては、今後引き続き検討を進めて参る所存であります。その検討により結論を得た上、しかるべき法的措置が講ぜられるまでの間、特例措置を継続することが適当であると存ぜられますので、今回この法律案を提出いたした次第でございます。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

産業投資特別会計の財源は、御承知のように、貸付金の回収金及び利子、納付金、余裕金の運用利益金、特定物資納付金処理特別会計からの受入金等をもつてこれに充てることになっております。しかしながら、これらの財源は弾力性に乏しいものであります。これは弾力性に乏しいものでも、投資の需要を充足して参りますときは、将来において、経済の情勢に応じた適時適切な投資を行なう上に財源の不足が見込まれることもあるわけでありまして、従いまして、このような場合に備えまして、この財源の不足を補てんするため資金を、あらかじめ財政の事情が許す時期において準備しておき、この資金をもつて将来そのつどの財政事情にとらわれることなく、産業投資財源の不足を見た場合にこれを補うこととするのが、財政経済の調整を推進する考え方からきかめて必要であると認められるのでございます。このような理由に基づきまして、さきに、昭和三十一年度において産業投資特別会計に資金を設置し、同年度において三百億円の

繰り入れを行なつたのであります。この資金は、その後昭和三十一年度、三十三年度及び三十四年度において投資の財源に充当し、財政投資の計画的、弾力的な運用に資して参つたのであります。

しかして、今後の経済情勢に對処いたしまして産業投資特別会計の投資を円滑に行なうためには、この際この会計の資金を充実しておくことがぜひとも必要であると認められますので、昭和三十一年度補正予算により、一般会計から三百五十億円をこの資金に繰り入れることとした次第であります。これに伴いまして、産業投資特別会計法に所要の改正をしようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月日本輸出銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入並びに海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参つておりますことは、御承知の通りであります。

日本輸出入銀行の業績は、わが国貿易の進展に伴って着実に伸びてきており、その融資残高は昨年十二月末において千二百五十億円に達しております。海外からのプラント輸出等の引き合は、東南アジアを初めとして、今後さらに増加していくことが予想されますとともに、東南アジア諸国との経済協力もまた一層その実をあげていくものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事象はますます増加する見通しであります。

このような状況にかんがみまして、昭和三十六年度の財政投融資計画において、政府は、日本輸出入銀行の融資見込額を九百七十億円と推算し、このため必要な資金として、同行に対して新たに五百七十億円の資金を供給することとしたしております。このうち百二十億円は産業投資特別会計からの出資金を予定いたしておりますので、日本輸出入銀行の資本金五百八十三億円を百二十億円増加して七百三億円とする必要があります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

最後に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。地方公共団体において水道施設として公共の用に供するため普通財産を必要とする場合には、国有財産特別措置法の規定により無償貸付ができることとなつておりますが、現在の規定により無償貸付中の水道施設は、大部分が旧軍用財産でありまして、建設以来すでに相当の期間を経過し、抜本的な施設の改良を必要とする時期に立ち至つております。これらの施設の改良を促進し水道事業を助成するために、当該地方公共団体に対し水道施設として公共の用に供する普通財産を譲与することが適当であると考へ、この法律案を提出した次第であります。

なお、この法律案の内容は、さきに第三十四回国会に提出いたしました法律案の内容と同じであります。

次に、この法律案の概要について御説明をいたします。

要とする場合には、その施設の経営が営利を目的としたりまたは利益をあげるものでない限り、水道施設の用途に供する等のいわゆる用途指定をいたしまして、当該地方公共団体に対し土地を除いて普通財産を譲与することができることとするものであります。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外八法律案の提案の理由及びその概要でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○足立委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は次会に譲ります。

○横山委員 ちょっと資料の要求がございまして。政府側にさしたる次の資料をお願いいたします。

税法関係では、答申とそれから大蔵委員会に提案をされる諸税法との異なる点を、一つ具体的に出していただきたいと思ひます。それから、租税特別措置法の改正法案による大体の現状、減税額、第三番目には、ここに家族専従者の年令二十五才以上となつておりますが、これを二十才にした場合の減税額、第四番目は滞納の現状、第五番目は、通行税の減税が出ていますが、この改正案と、それから旅館、飛行機等の通行税との比較、それを利用したらどういう比較が出るかという諸問題。汽車と飛行機と旅館、夜行、宿泊等を勘案してわかりやすいものを出していただきたい。これが一つ。

それから、産業投資特別会計法の一部改正においては、この産投特別会計法の会計の現状がわかるもの。三百

五十億の資金繰り入れを必要としておりますが、その現状がわかるもの。

その次には、日本輸出入銀行法がやはり百二十億増加投資となつておるのですが、その輸銀の現状のわかるもの。百二十億が必要なる数字的な状態。

それから、補助金の法律において、補助金の適正化に関する法律の運用状況、特に違反状況。

以上を当面資料としてお願いいたします。

○足立委員長 国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。堀昌雄君。

質疑の通告があります。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 昨日お話が半分くらいで終わりましたので、引き続きやらしていただきますが、きのう私が何って少しはつきりわかりましたことは、郵便貯金の金利を下げたこと、これは、金利水準という面からの必要性があるというところが一点と、それから、郵便貯金特別会計の赤字がある、その赤字補てんという意味を含めて下げるのだ、こういうお話が二つあったわけだ。今度の利下げ問題というのは、私が最初に何ったように、本質的にはわが国の産業の競争力を高めるというところから金利水準を下げるという意味で今行なわれたというところは、その関連は明らかだと思ひます。郵便貯金特別会計法の赤字があるから下げたんだというところは、それは補完的にはそういう意味があつたかも知れません。が、本質的にはそれは従的なものであり、私は理解をするわけです。そこで、それでは金利水準という問題を取

り上げてみるときに、私は、昨日も申し上げたように、金利水準の立て方を動かしていくのは、貸し出し利率を下げるのが先行するのであつて、貸し出し利率を下げた場合に、それにバランスをとった預金利率の変更ということが物事の順序であらうと思ひます。そうすると、そういう水準の問題が一つあるだけでなくて、今の日本のこの金融体系の問題を離れて金利水準の問題を論ずることはできないのである、こういうふうな問題から発展をして考えざるを得ません。そうすると、今の日本の金融の体系を見て、長期融資と短期融資が本質的にあるわけですが、皆さんの方では、一体その長期融資を受け持つ金融機関は何であり、短期融資を受け持つ金融機関は何であるかということ、一つお答えをお願いいたします。

○石野政府委員 長期金融と短期金融の金融機構における分野と申しますか、それが何か、こういう御質問だと存じますが、観念的に申しますか、筋道として申しますれば、長期の金融を行なう機関は長期信用銀行、それから信託銀行ということになります。ただ、現在の日本で実質的に普通銀行がそれでは短期の金融だけやっておるかといふと、事実上長期の資金もまかなうことには相なつておりますけれども、観念的に申しますと今のようになつております。普通銀行は短期の金融をやるべき筋合いになつております。

○堀委員 今のお話で私も承知しますが、郵便局それから資金運用部資金といふものの性格は、金融機関という表

現は悪いかもしれせんから、金融の

体系という面では、これはどこに入るとお考えですか。

○石野政府委員 資金運用部は郵便貯金は資金運用部によつて運用されておるわけでございますが、これを一緒にくると、貯蓄銀行的な役割と、同時に、資金運用部としては長期の金をまかない得る機関で、これは長期だけやっておるわけじゃありません。もちろん短期のこともやっておりますが、長期の金融をまかなうことを目的としたものでございます。

○堀委員 そこで、これは、今のよう

な体系から見ますと、今のほかに保険が入つてくると思ひます。これが大体長期の金融の体系のパートに入つてくる、こう思ひますが、原則的に分けてみると、今お話のあつたように、すっぱり理論的に割り切れば、長期のものは長期信用銀行、信託銀行、保険だといふことであつて、銀行は本来的にいへば短期のものである。郵便局は、その性格から見て貯蓄性のものであり、体系的に見ればこれは長期にながる系列の中のパートとして考えていいのだ。これは大まかな体系として理解されるわけだ。そうしてみると、私は、ここで金利水準というものを

を見る場合には、おのずからこの体系との関連の中で水準を見ていくというものが当然ではないかと思ひます。要するに、これを一列に並べて同じレベルで見るといふことであるならば、金利水準というものは金融の体系から発生してくるものであつて、金利水準が先行してそのあとに金融がくつついてくるものではない。こう考えてみると、私は、きのうの議論の中で申し上げておりましたように、本質的に銀行

のあり方と郵便貯金のあり方には相違があつてしかるべきであらう、こういうふうな、まず構造的といふことが、体系的な面で理解をいたします。

これがまず第一点であります。もう一つ、私がここに非常に重要な問題があると思ひますのは、預金者の面から見た金融機関との結びつきの関係であります。そこで、ちょっと伺ひたいのですが、大体皆さんの方で、貯蓄に關して、たとえば銀行、これは市銀、地銀、どれでもいいですが、信用銀行、相互銀行、それから農業信用組合というのですか、農協関係、それから今の郵便貯金というものが、当面のいわゆる預金、貯金のできるところであります。が、これの所得階層というものが、それについて調査をされたことがあるでしょうか。

○石野政府委員 最初の御質問の長期の金利と短期の金利、これを金融機関の体系ごとに変えて考えなければいけないというお話でございますが、この点は、金利水準といたしましては、短期の金利も長期の金利もともに下げていく、こういう考え方をいたしておるわけでございます。その場合に、特に預金、貯金を吸収する場合につきましては、郵便貯金等について集まつた金からと申しましても、預貯金として集まつたときの条件が長期であるか短期であるか、これはその預貯金の種類によつて違ひますから、同じものはやはり同じレベルで下げるという考え方をいたさざるを得ないのであります。それから、あの方の御質問の所得階層別にその調査があるか、預金、貯金等についての調査があるかと

いうことですが、ただいま私もそういう調査があるかわかりませんので調べてみますけれども、格好のものがあるかどうか、ちょっと自信がございません。

○堀委員 それ皆さんの方になければ、これは不完全なものでありますが、私の方にありますから、申し上げます。そのほかにもう一つ何っておきたいのは、銀行の分布、これを私が取り上げておりましたのは、銀行というものは大都市に集中しております。これは小

な町や村には銀行というものは本質的にないのです。大都市に集中しておりますが、郵便局は、これは全国的な分布をしておると思ひます。これは単に貯金をするためではなくて、郵政事業といひます。郵便の關係があらまから、相当広範囲に分布をしておる。そうすると、分布の点をちょっと伺ひたいのですが、銀行というものは大体どこまで分布しているか。たとえば常識的な範囲では、市中銀行というのは大体地方へ行けば県庁所在地くらいにしかない。地方銀行が多少その下に市の単位くらいにはあるけれども、今度町村合併された新しい町とか、いわゆるもの、郡部、村の単位なんというところは、地方銀行もない。こういうことではないかと思ひますが、その範囲はどの程度でしょうか。

○石野政府委員 大体御質問の中のお話のようなことかと思ひますが、普通銀行で申しますと、これは大体原則だけを申すわけで、例外が全然ないというわけではございませんが、原則的に申しますと、都市銀行は県庁の所在地というところでございます。それから、地方銀行の方は、ほぼ人口一万人程度

以上のところということでございます。

○堀委員 郵便局の分布というのは、大体どのくらいのところまでいっておられますか。

○大塚政府委員 郵便局は全国で約一万六千ございまして、これは大都会から町村の末端まで普及いたしております。大体人口割で申しますと、一局当たり六千人足らず、五千三百人平均くらいに一局というふうなことになるかと申します。

○堀委員 今伺ったように、私が大体予想した通りだと思つたのですが、郵便局は全国にまんまあるから、その預金者の層というものは、きわめて普遍的な性格を持つておる。普遍的な性格だけであつて、所得階層で見ますと、やはり日本の今の所得のあり方というものは、都市の所得者が多くて、地方の所得者が低いというのには常識です。そういうふうな所得勾配の中で低い方の所得の方にたくさんある郵便局が、本来的に低所得階層の貯蓄の対象になつておるということ、これはそういう調査がありまけんけれども、私は当然だと思つたのです。郵政省の方でちょっと見せていただいた資料を見まして、私、長期の方はわかりませんが、短期の方、通常貯金は大体平均一口当たりといふんですか、どれくらいになっておりますか。定額の方はわかっているのですが、ちよつと郵政省の方から一つ。——わかりました。いいです。一口座当たり大体通常貯金の方は四千二百八十九円ということになっておりますから、非常に郵便局の預金というものは零細な預金であるというの、これはわかりました。定額貯金の方は申込

書一枚当たりの平均が二万六千五百七十五円という、これは三十四年度末の資料のようですが、出ておりますから、いずれを見ても郵便貯金というものはきわめて零細な貯金だということ、これは、だれでも理解できることだと思つた。銀行の方についてはちよつとわかりませんが、ここに簡単な資料もあつたから、一ぺんこれで問題を調べてみたいのですが、ちよつと伺いたいのは、貯蓄増強中央委員会というものは、これは一体どういう機関なのか、どこに所属しておるものなのか、ちよつと伺いたい。

○石野政府委員 これは貯蓄奨励のための民間の団体で、日本銀行から補助が出ております。

○堀委員 実は、私は預貯蓄に関する問題をいろいろ調べてみたのですが、適正な資料がなかなかないので、今手に入つたのは、昭和三十五年十一月の、貯蓄増強中央委員会が貯蓄に関する世論調査というのをされたのが、今の国民貯蓄のいろいろな動向を見る資料として手に入つたので、これを調べてみたのです。ところが非常に統計資料としてなつてない。なつてない理由は、まず調査をされた対象が五万二千枚の調査表を配布されて、八三%の回収率、これは非常にけっこうですが、その層化のあり方が、年間で二十万円未満の所得の人を二二・二%、二十万円から二十万円未満二二・二%、三十万円から五十万円が二五・二%、五十万円から八十万円が二五・二%、八十万円以上が四二・二%ですか、こういうふうな分け方で層化をして、その中でとらえておる。ところがその層化は何によつてしたのか根拠が全然わからない。厚生行政基

礎調査で調べてみると、大体こればかりと低く出ておりますが、昭和三十四年の一番新しい資料で見ても、今全国の世帯別の所得階層の分布は、月収一万円以下二六・二%、一万円から二万円の間に三七・五%、二万円から三万円の間に二二・一%というふうな、ともかく国民の所得階層は三万円以下では八〇%になるというの、が厚生行政基礎調査で、これは総理府の家計調査の面で国民階層別の分布を見ましても、こんな比率になつてない。要するに非常に上の方にウェイトをかけて調査をされたということでは、国民の貯蓄を判断する資料にはならないと思ふ。土台が全然間違つておる。間違つておるけれども、何もないからその上で調べてみたのですが、その中を見ますと、預貯金、生命保険、株式、投資信託、その他金融債、電力債券などに分けて、もしこれからあなたが貯蓄をするとして、どういふ方向にやるかというのを所得階層別に出しておるのを見ると、大体郵便貯金、信託まで入つて——この資料の分け方はめちやくちやですが、そういうものは所得階層が低いほど高くなる。要するに、所得階層の低い者は、貯蓄はまず貯金をしましよというところで、貯金をするといふ傾向が多い。その次の生命保険も所得の少ない階層に多い。要するに所得階層の低い者は割合生命保険によく入つてゐる。その次の株式とか信託といふことになると、今度は急激に下の方はなくて上の方にいく、こういう傾向が本来的にあるわけだ。

そのことは何に關係しておるかといふと、所得階層の低い者は、貯蓄をしなくても比較的利子の低いところにしかできないといふ条件があつて、所得がふえるに従つて、利率の高いところに投資がされるというふうな傾向が現在あるといふことです。経済成長をドラッグしていくためには、なるほど政府としていろいろそのための施策を考へておられるでしょうが、私はこの前十月十二日の委員会でもかなりこまかく論議をいたしました。所得階層が広がるという資本主義の本質がある。こういう本質は経済成長を高度化するためにやむを得ない部分があるけれども、それを政策的にも補うのは、国民の立場から見たら当然じゃないかと思ふのです。そうすると、貯蓄の面だけ見ても、所得階層がさらに高い者は利子のいいところへ投資をするが、一番細かい者は、簡易保険に入る、郵便貯金に入つておるといふのが限度じゃないかと思ふのです。そうすると、こういう所得階層の分布の面から見た貯蓄という問題と、今度は銀行、郵便貯金、さらに公社債、投資信託——あとでそれに触れるのですが、こういう金融体系全体の問題の中における位置といふものを一体どの面で見っていくか。政府が今見ておられるのは、ともかく高度成長のための資本充実といふことは、競争力を強めるということの方に非常にウェイトがかかつておるけれども、国民の階層の立場に立つて、この人たちの所得バランスをどうやっていくかといふことの配慮が非常に欠けておると私は思ふ。そして、その中にさらに、私が今ここで触れたように、金融の体系上の基本的な問題もかみ込んでおる。郵便貯金というものは、あなたがおっしゃつたように、貯

蓄性のものであるといふことであるならば、それは貯蓄性のものとしてまず考えることが第一であつて、分布の面から見て、一番零細な国民大衆に接觸しておるといふ面が一つあつて、その所得階層の一番低い人がこゝへ入つてゐるといふ面があるならば、これは、単に金利水準という問題だけで、市中銀行と同じように水準を引き下げたといふような考え方は、この間江田さんが参議院でおっしゃつたけれども、まさに昭和の残酷物語です。持たざるところの者にはもう少し持たせてやろという政策をやるといふのが、高度成長をささへ、消費を高める方向になるのじゃないかと思ふのにかかわらず、あなたの方のかまへ方は、ともかく輸出ドライブができるようにすればいい、自由化に備えられればいいといふことで、金利体系を見られる。私はそこまでは理解をする。しかし、そこが關係のない格好でこの郵便貯金がさわられておるといふことが私は承がでないわけなんです。

そこで、今まで申し上げた中で大体の方向がわかつてきたと思つたのですが、金利体系の面から見ますと、今度一月から公社債投資信託というのを皆さん方は認められた。公社債の投資信託というものは、オープンで、一口一万円、そうして最低利回り七分八厘といふことで設定されて、第一回は四百八十億ですか、五百億近いものがある一ぱいになつて、まだ少しその希望者が残つてゐる。第二回は何か一億託当たり五十億程度で設定されるということのようですが、こゝになつてくると、片方では金利水準は下げるんだといふことで、それに直接關係のない郵

便貯金までも無理やり下げさせるようなことをやりながら、公社債投資信託の方は、政策的に、資本充実に方向で公社債市場を育成するためであるならば、七分八厘でもいいんだということ、これをほんと前へ出してやる。

こういふことは、私は、今の金融体系の構造上の問題から、どちらに比重を置くのか、ここで考えてもらわないと困る。構造上の問題を比重に置くのならば、私はこれでいいと思うのです。公社債市場を育成するために、公社債投資信託を設けて、七分八厘で資金がそつちへ流れることを認めていいと私は思う。そして、銀行は銀行で、それが育成される過程の中で、本来の短期金融の性格の方へ戻るべきであるし、郵便局は貯蓄性があるのですから、その貯蓄性を認めましょう、そういう体系の中で金利水準というものがおのずからこういふふうになるんだというふうな考え方ならば、私は了承できますが、片面、最も零細なる預金者の郵便貯金に対しては、金利水準の面だけで問題を押し出して、公社債投資信託に対しては、構造的な問題で、これは公社債市場育成の方向でありますからといってあなた方が逃げるのなら、私は、これは零細な国民の立場として、こういふことは了承できないと思う。この点について一つ……

○石野政府委員 ただいまの御質問で、郵便貯金が低所得階層のためのものであり、銀行の方はそれより上の階層のものである、こういう所得階層と結びつけての御議論でございますけれども、金融というもので考えます場合、銀行預貯金を例にとられましたけれども、金融機関には、農村の金融機

関もございしますが、いろいろあるわけでも、その場合に、全体として金利水準を下げるという場合に、一部のものは下げない、一部のものは下げるといふことになりまして、金利水準が体系としても非常に乱れて参りまして、下げにくいということになります。それで、その所得階層の問題としては、やはり零細な貯蓄としては、たまたま銀行が近所にある、非常に貧乏人だけけれども、近所に銀行があるというので銀行の方に預けた場合も、零細な貯蓄については減税をするというふうな考え方もあるわけでございます。

それから、投資信託等の問題でございしますが、まあその所得階層という考え方でもございさうけれども、金持ちも郵便貯金はやらないというわけではなくて、郵便貯金をやっておられる方もたくさんあると思います。そして、余裕があれば投資信託にいくというふうな傾向があると思っております。その点はともかくといたしまして、そういう意味で、金利水準の問題としては、やはり全体としてのバランスをとっていきませんと、なかなか金利水準を下げるのがむずかしいということとあります。

それから、公社債の投資信託の問題でございしますが、これは、社債が日本では売れない、社債市場を育成しなければいけない、こういうことは、やはり国民経済全体としては必要なことでございします。それを、そういう考え方から、今の所得階層と結びつけてのお考えから、どっちに重きを置かうかというより御質問だとは思ひますのでございしますけれども、その点は必ずしも矛盾するということではなくて、やはり

社債が市場で売れて、国民経済全体が円滑に動くということによって貿易が伸び、日本経済も発展するということも必要なことでございします。そういう意味におきまして、今社債の投資信託があつたように急激に売れ出したのも——金利が下がるといふ時期に非常にあつた形で売れておる。社債の金利もいずれば、預金金利等もきまりますれば、それより下がるということになるわけでございますが、そのこととろへ、また過渡的な時期でございします関係もあつて、ああいうふうになくさる必要の要素が相当あると思ひますのでございします。そういう関係で、社債が一般になじみができるということもこれから必要でございしますので、ああいうものが認められたわけでございます。そういう意味におきまして、基本的な所得階層と完全に結びつけて、郵便貯金は所得階層の下者のためなのだから、その金利は下げないというふうないうふうにお考えになつておられるようでございますけれども、私どもとしては、やはり金融機関全体としてバランスをとって金利水準を下げる、そして国民経済全体として発展をする条件を作っていくたい、こういう考え方であります。

○堀委員 これはあとで一応この質疑を十分大臣に訊んでもらつて、また政治的な面は政治的な面でもありますが、私は、いろいろなことを立案するのはやはり事務局の皆さんだし、やはり事務局の皆さんがある程度考え方を變えてもらわなければ困ると思ひます。あなた方は、今のお話を聞いておりましたも、日本経済、日本経済という話が出ます。経済というものは一体

だれのためにあるのでしょうか。私はやはり経済というのは国民のためにあるのだと思ひます。その国民の生活の上につながつて経済があるのであつて、日本経済があるから国民の生活がその次にあつて、その中で国民が生きていけるのではないと思ひます。だから、私はそういうもののかまへ方を少し考えていただかないと——まず金利体系を考へる場合には、一体日本の高度成長をささえているのは何かといつたら、この零細な個人貯蓄がささえているのだといふことなんです、はつきり言うならば、そうすると、その一番ささえている人の立場を考へるのが、私は、たとい事務局の皆さんであらうとも、それを立案されて当然のことになるべきだ、こういうふうに思ひます。

そこで、今のお話に関連して、私の貯蓄の資料を見ても、非常におもしろいと思ひますのは、こういうことがあるのです。五万円から五十万円までに預金を区切りまして、一体あなた今幾ら預金しておりますかという資料が、全国的に府県別に出ておる。そうしますと、五万円以下というのが一番多いのは、何と鹿児島県、五一%、おそらく国民所得として一番貧しいというところの一つの現われで、これは重要な問題だと思ひます。そうして、この五万円以下が一番少ないところはどこかと申しますと、これは大阪府なんです。一四・六%、その次が東京で一五・三%、大都市はそういう五万円以下というふうなものは非常に少ない。しかしこれは問題があります。なぜ違うのかといふことは、先ほど申し上げた層化の状態が上の方にずれていますか

ら、今私が申し上げたような厚生行政基礎調査なり家計調査なりを、層化をもとにして正確な調査を入れてみるならば、私は鹿児島県なんというものは八〇%くらい出てしまふだらうと思ひます。そこで、もう一つの面を、同じように五十万円以上の貯金の現状を見ますと、これは今のちやうど反対に出るのです。最高は三五・七%で大阪で、その次が東京で三二・四%、ところが鹿児島へいくと何と三・五%、最低です。これを見ても、まず第一に私が前段で申し上げたように、やはり都市と農村というか、いろいろな地帯との関係の日本的な分布が一つそこ

でわかる。その次に、私がさつきちやうと触れました、今後貯金をする場合にどういふふうなものにするのかといふことで見ますと、ともかく預貯金、生命保険、株式、投資信託、その他というふうなことになるのでありますが、鹿児島県は今度はちやうと上がりまして、最低は岩手県にいきます。岩手県にいきますと、株式、投資信託に対してはわずかに三・五%、これが一番最低です。その最低のところは、預貯金をするというのが七二・七%、これは非常に高いです。こういうことは、岩手県なり鹿児島県というのとは僻遠の地であつて、そして銀行とか、さらに信託とか、投資信託とか株式投資とかは、この市民にとってはほんとに遠い話なんです。ところが、東京、大阪はそうじゃないといふことになってみると、私は、国民的な立場から見ると、あなたは貯蓄をしないといふが、何のために貯蓄をしておるかを調べてみますと、その中で大きいのはやはり病氣その他

になったときの不安に備えようということと貯蓄がされているわけです。それは一面的に社会保障制度が不完全だということにつながるというところならば、その人たちの貯蓄がもっと優遇されてしかるべきじゃないかということです。だから、山中さんなんかは、率先して、私のうしろについてこの貯蓄問題についてやってもらいたいぐらいのものだ。

そこで、今度の郵便貯金の利下げの状態を見てみますと、定額の貯金に対しても皆さんの方は相当きびしい要求をしておられるということが、この資料を見るとわかるわけです。私これを見て非常におもしろいと思いますのは、なるほど銀行預金の定期は一年で、おしまいになっています。これは、あなたがさっきおっしゃったように、本来構造的、体系的には短期金融をつかさどるべきものなんだから、私に言わせたら一年でも長いと思うのです。普通の約手とかそういうことでやるならば、三カ月の間に金が出たり入ったりするくらいが当然ではないか。長くて六カ月で、一年定期というものは、私

は今の銀行のあるべき姿から見れば長過ぎると思う。ところが、その一年定期というものがあつて、これが今度は六分から五分五厘に下がる。そうすると、いろいろな税の関係を引いてみると、裸で四分五厘九毛ですか、大体そこらになるようですが、それに合わせのために定額の方を下げてきて、しかし、それだけでは悪いから、一年制の定期貯金というおかしなものの新設を認めるのでしょう。これが大体五分だということまで新設が伝えられておる。この郵便貯金について何か郵政省の方

では三十万円限度を五十万円にしてくれとおっしゃっているようですが、しかし私に言わせればそういう面は必要はない。零細貯金だから、限度を上げる必要もないし、こんな定期を新設する必要もない。しかし、定額預金の金利を下げる下げ方については、郵便貯金を下げる下の赤字の問題はもうありませんけれども、その赤字というのは本末国が負っているのだと思

う。初めから政策的に赤字でスタートしてきているものを、今さらそうではいかぬという議論はこの時点で成り立たぬというならば、政策的な見地から見るならば、高度成長の時点において、最も恵まれない低所得階層の諸君に對して、せめてその零細なる生活の中での貯蓄に對しては金利を下げなくてもいいじゃないかと思う。それがどれだけの影響を与えているかといくと、私が申し上げるまでもなく、日本の預貯金の中のウエイトを見ればわかる。銀行預金は十兆円に達しているじゃないか。それに対して郵便貯金は一兆円をそこそです。郵便貯金は現在どのくらいですか。

○大塚政府委員　現在一兆一千五百億
余りです。

○堀委員　銀行預金の十兆円に比べれ
ば十分の一で、その対象が全然違ふの
です。銀行が対象にしている市民なり
中所得層以上の者と、それから郵便局
が対象にしている最も低い層とは、競
合しない本質的な性格がある。競合し
ないものを、あなた方は形式的に金利
水準を下げますと言われるけれども、
政治というものはそういうものであつ
てはならない。これは政務次官よく聞
いておいて下さい。事務当局は事務当

局として、私に言わせれば事務当局だつてやはり人間なんですから、あたにかみのあることを考えていただくかなければならぬけれども、政治は、さらにそういふ事務的な問題を越えて、もつと配慮のあることでなければならぬと思ふのです。これは、私が今まで触れてきたから、おわかりになつていただけたらと思ひます。郵便貯金と銀行預金とは競合する性格のものではないと

片一方は貯蓄性のものであるし、片一方は本来は短期金融のためにあるべきものであるから、政策的に助長していかうというのならば、郵便貯金と銀行預金の問題は別個に考えられていいじゃないか。

そこで、今の高度成長の中に残り残されている低所得層に対してはどうかといふことになる、これはちよつと古いのですが、三十四年の家計調査年報で見ますと、大体国民階層別の中で、一番下の一万五千円くらいまでのところは赤字なんです。つまり貯金面ではマイナスになる。二番目が百五十一円、三番目が八百三十七円、その次が

千七百六十五円、その次が六千七百四十一円、こういうふうには、家計調査年報の中で見ると、貯金のあり方と、いろいろものが出ている。保険はおおむね、みなかけておられますけれども、下の階層でも三十四年に四百九十一円でスタートしております。これはおおむね簡易保険だと思つたのです。こういうふうには、全体の平均値で見ると、貯金もできないという低所得の人、そういう低所得の人に零細な金利しか行かなない。ここに利下げによる支払い利子の減少といふものを郵政省で出して

だいたが、一々何うと時間がかかりますから、私の方で申し上げると、昭和三十七年度に利子引き下げによって生ずるものは二十七億だということです。今の一兆二千億円を預金しておられる低所得の階層の人から二十七億を取りとげるといことが、日本の金利水準、金利体系、日本の高度成長からいってそんなに問題があるかということは重大だと思ふ。わずかに二十七億やそこら

のものを無理に取り上げるのではなくて、これを置いて、さらにそこに定額貯蓄なりそういうものをその人たちがすることによって、少しでもその人たちの生活の将来へのあたかさを保障するものでなければならぬと思うのに、今回のこの考え方については、理論的にも筋が一つも通っていない。私が今申し上げた経過でおわかりいただいたと思いますが、政策の面で見れば政策の面で見ましよう、金利水準の面で見れば、投資信託も何も含めて金利水準の面で全部見ましようというところば、まだわかるけれども、部分的に自分たちの都合のいいところばかり持っていて、そうして問題が解

決されるということでは、私は実は納得ができないわけです。

ですから、締めくくりとして政務次官に一つお伺いをいたしますが、ともかく零細なる預金者であるところの郵便貯金に対して、それも貯蓄性であつて、今後とも郵便貯金特別会計の面から見るならば、貯蓄量がふえることによつて今の赤字が減る方向にあるという時点に立つて、ここで金利を下げ、今度は貯蓄量が伸びないということのために、相対的には郵便貯金特別会計の赤字というものは急激に減らな

くなってくるというよりな本質的な矛盾を含んでおる面もあるのだし、さらに、今の高度成長の中で取り残されておる低所得者に対する配慮が、わずかな期間二十七億程度の預金金利を下げるというよりなことでは私は取り上げられるべきでもないし、片や十兆円をこえる銀行預金は、おれたちの方のあれが困るからこつちも下げなさいということとは、これも対象と地域が違ふのだから

ら、私は筋が通らない。こういうふうに見てくるならば、私としては、この郵便貯金の改定については、さらに一つ慎重な討議が要求されるべきでもあるし、今度は自民党の議員の皆さんに申し上げたい。ということは、皆さん方は決して私は資本家の代表じゃないと思つてゐるのです。私どもと同じように国民の代表で、何万人かの支持を受けて皆さん出てきておられるわけです。この国民の立場に立つならば、私が今申し上げておけることはイデオロギーの問題でも何でもないですね。これは常識論を話しているだけです。残念ながらその常識論は、自民党の皆さんは立場上言えないだろう、私はそ

いう意味で申し上げておるのですから、その点を含めて今後よろしくお願ひいたしたい。御答弁願います。

○大久保政府委員　御答弁をいたします。ただいまの堀さんの御質問はきかれてもつともな点もござりますが、今回の利子問題は金融全般にわたる一つのバランスの問題も考えてとつた措置でございまして、御指摘の低所得者に対する保護と申しますか、これを守つていく措置というものは施政全般の面々ににじみ出てやつていかなければならぬと私は考えておるわけです。政府のと

りました今回の予算全貌をごらん下さいますと、従来と比較いたしますと、低所得階層に対して特段の措置をとろうとしておられることもあわせお考えいただきまして、どうかその点をお含みの上お考えをいただきたいと考える次第であります。

○堀委員 全然了承できません。それはなぜ承でないかと言いますと、あなたは、今、年度の予算で低所得階層に対して配慮があるとおっしゃいますね。一体どういふ配慮があるのか、ちょっと具体的にお願いします。ただ、私は完全に調べておりましたから、具体的に申し上げておきたい。一つ一つ私を反駁します。政務次官、お願いします。

○大久保政府委員 低所得者の社会保障にわたりますと、各般の措置をとっておりますが、また項目にわたりますと、お答えをいたしたいと思っております。

○堀委員 よろしくございます。それで、ちょっと時間が長くなりますけれども、政務次官のお答えが私は、ちょっと問題がありますので、具体的に一つ申し上げるようになっています。

皆さんの生活保護を一八%引き上げた。これは対象は百六十万人ですが、一体生活保護の百六十万人は日本の低所得階層の分布の中でどうなっておるかというのを、具体的に申し上げますと、今生活保護基準は東京都で一類で九千六百二十円というのが、東京都の一級地の基準です。そうすると、厚生行政基礎調査で見れば、昭和三十四年度一百万以下が二六・二%、世帯数は二千二百万世帯ありますから約五百二十万世帯、人口にして約二千万人というものは生活保護世帯と同じ生活

をしておるわけですね。よろしくごさいますか。私、百六十万の生活保護の方が上がることは非常に賛成です。よろしいですけれども、生活保護を受けることなく、生活保護以下の生活をして国民がたかさんあるのです、地方に行けば。おそらくそう言ったらまた山中さんにしかられるかもしれないけれども、鹿児島県へ行くならば、わずかに一反か二反のたんぼがあるために、実際の実収入は月に五千円、六千円でも生活保護が受けられない。土地があるために受けられないという農民は、鹿児島県でも岩手県でも私はたくさんあると思うのです。だから、そういう実態があって、低所得の階層が国の中に約二千万人近くの方がいるという実態を考えたときに、その下の層ではなくて、まん中の層です。そのまん中の層といわれておられるけれども、低所得層の中で慮まれているのは、言葉を変えれば生活保護世帯だということを言いたい。それはなぜかと言え、この二千万の人たちは、まず第一にあなた方の減税に浴しないのです。今度の減税に全然影響しません。これは皆さんの方の三十三年度の納税者の調べを見ますと、全国の世帯二千二百一十一万世帯の中で、所得税の納税世帯は四五・八%、だから所得税を納めていない者は五五%あるということですね。これは今私が申し上げた一百万以下の所得の人たちは、減税の恩恵に全然浴さない。

それから、今度皆さんの方では皆保険だということで、国民健康保険を非常に普及されておられる。これは非常にけっこうです。ところが、この状態、これは予算委員会ではやりやすからあれですが、一体鹿児島とか岩手とか、

そういう地方の農村へ行つて所得階層を見て、国民健康保険がどういふふうになっているのかと言いますと、今病気になるたら大体五割を払わなければならぬ。掛金をかけさせられ、人頭割、世帯割というものがあつて、零細でも掛金は取られて、そして病気になるたらあと半分ずつお金を出す。零細なところは金がない。そうすると、この金はどこで現金化して持つていくかというと、農村地帯でも、高額所得者が病気になるたら、すぐ行つて病気をな

おしてどんどんやっておる。低所得者は、富山の置き薬を飲んで、保険料をとられておりながら病気の治療が受けられないというのが国民健康保険の現状なのです。だから、この五割を七割、八割とわれわれが強く要求するのは、保険の本来のあり方から、低所得者を守るためにあるべきにかかわらず、こういう負担が大きいために、高額所得者がこれを現金化する。国が二割五分の医療費の国庫負担をやつて、その二割五分の国庫負担が低所得者に行かないで、上が使つてしまふという現状があれば、あなたの言われた社会保障の中で、医療保障についても、生活保障についても、社会保障の予算の拡大は、中所得以上の方には潤うけれども、中以下の方は潤わないというのがはつきりした現実です。

今度皆さんは国民年金制度を創設した。この国民年金はどうか。十三万円以上の年所得の者に対してはみな取り上げられないことになる。そうしたら奪われる方は取り上げられて、与えられるものは一体どうなのですか。

さらに、教育の費用を調べてみれば、今全国の義務教育の費用は、昭和三十三年の文部省の統計を見ましても一万二千五百二十一円になっておる。大体一月一人千円になります。これは昭和三十年との間の三年間に四〇%くらい上がったおる。義務教育の費用は、貧しい者も富める者も同じように月に千円ずつ負担しなければならぬ。きわめて不公平な状態になる。そうしたら今の低所得の人はどうか。生活保護の人は教育扶助がもらえます。しかし、その次の人たちは、富める者と同じように、子供を一人学校にやるには千円ずつとられる。

物価の値上りについては、一体どこに一番響いていくかといへば、低所得に一番響いていく。国鉄運賃の値上りによる返りは、この間経済企画庁長官は〇・〇一%だと言つておられたけれども、この〇・〇一%は使用される者も使用しない者も含めて平均値になっている。低所得の人では、実際に子供を学校にやり、いろいろなとき

に汽車で通うというところはないけれども、そういうところにはね返る状態を見るならば、政府の施策で、あなたは具体的に今どれだけの低所得のところに現実に金がかかるのか教えていただきたい。一ぺん一つおつちやつていただきたい。今あなたはあるとおつちやつた。政府はやるとおつちやつた。具体的に一つでもいいからおつちやつていただきたい。

○大久保政府委員 財政の現状から申しまして、堀さんの御質問の御意思のようには参つてない点が多々あるかとは思いますが、今後御趣意をくみまして、政府の施策の上におきましても

逐次改善をいたしていきたい、かように考えております。

○堀委員 逐次改善していただくのなら、大蔵省でできることを一つまずやつていただきたい。大蔵省で今できることは、郵便貯金の利率を下げる下げ方を、あなた方が強く郵政省に言っているのですから、郵政省は、新聞で見てもそうだし、やはりわれわれ預金者の立場も考え、自分の方の預貯金をふやす方に立っている。大蔵省が金利水準は国の命令だという格好で郵政省に圧力をかけて、郵政省はしぶしぶこ

ういうことになっていると理解しているのです。そうしてみれば、郵便貯金の金利引き下げについての大蔵省の責任は重大だと思ふ。だから、これは通信委員会にかかるかどうか知りませんが、私が今申し上げたことは、政府統計で私はおのづから申し上げておるのだから、少しの間違ひがない。その残された一番低所得の、生活保護でない人のために、私は大蔵省として当面考へるべき施策を一つこの際考へていただきたい、こういふふうに要望して私の質問を終わります。

○横山委員 関連して。堀君の質問は非常に説得力のある話だと思ふのでありますが、その点に対する政府側の答弁は、防衛に回つてい

るだけで、基本的な考え方をどうもつかめぬという感じがする。一、二だけだしておきたいのは、あなた方は、今の金利体系を合理的なものとして、今度の金利の引き下げを考へておられるのだらうかどうかということが第一です。それから第二番目は、今度の金利引き下げは、主として金利の常道ではなくして、国内的な事情でなくして、

国際的な事情によつてなされたことは、大臣もおっしゃつておられるのですけれども、この政策金利といひましようか、そういう格好が今後もお続けられるのだからどうか、それをまず伺ひたい。

○石野政府委員 現在の金利体系が正しいものであるかどうかという点でございすが、金利体系というものは経済情勢の変化等によつても変わつて参ります。それから、現在のものも完全に正しいかどうかという点になります。なお検討の余地があると思ひます。ただ、その金利体系の正常な姿はどういうことかということにつきましては、實際問題としてときどきの金融の流れを見て参りませんと、たとへば社債などは従来はあまり売れない、これは非常に金利が低過ぎるのじゃないかというふうな考え方もあつたわけでございます。最近の売れ方等を見ると、一般的な金利の引き下げに關連して、やはり引き下げる余地があるというふうにも思われるわけでございます。そういうふうには、金利体系というものは、経済の實際の流れを見ながらきめていくことになることでございます。

それと、もう一点、外国との關係で金利水準を下げるのであつて、資金の需要供給の關係で自然にきまるといふような原則に反した考え方を今回はとつたのじゃないか、そういう考え方が今後継続するかという御質問だと思ひるのでございます。これは資金の需要供給關係できまるのが完全な自由経済における經濟原則であるという点は、御指摘の通りでございますけれども、しかしながら、日本のように經濟の成

長力が非常に強い国におきましては、常に資金需要といふものは強い。一方資本の關係は、従来非常に重視しまして、金利はかなり高水準にきておるわけでございます。そこで、貿易・為替の自由化ということが進展して参りますと、やはり国際金利水準にさや寄せする努力が必要である。これは国民經濟全体のために必要なことでございすが、そうなるに参りますと、資金供給の關係——これも見方でございますけれども、非常に過熱の状態に危険があるという点でなくて、全体としてますます經濟が落ちついていくというふうな機会があれば、できるだけ下げなければならない考え方、しかも下げれば必ずこれは經濟を刺激するのだというふうな割り切つてしまふないで、その辺はやはりみなが努力をしながら金利も下げる。しかし、あまり思惑に走るようなことはしないというふうな考え方も交へながら、經濟の許す限り機会を見てできる限り下げるといふ方向で考えていく。しかし、そうかといつて、需給關係を全然無視していいというわけではございませんから、非常に思惑等が強くなり過ぎるやうな場合には、調整することも必要でございます。

○横山委員 全体的に下げられるだけ下げ、事情を見ながら下げられるだけ下げるといふ点はわかりました。しかし、その下げられるだけ下げっていく過程で、堀君が非常に強く主張しておられますように、現在の金利体系というもののが妥當な観点の上に立つたかたといふことでございすが、妙な例ですが、最近住宅金融公庫が住宅資金を貸すについても、中小企業に対する金利と大企業に対する金利とを差をえようというふうな考え方があります。實現するかと思ひます。あなたの方も預金の金利を上げるのだというふうに主張なさつていらつしやうと聞くのですが、それは、堀君が言うように、零細な人たちの金利については犠牲を負わせないといふことも一脈相通するやうな気がするのです。こういう点について、あなたは必ずしもいいとは思われないから検討をしたいとおしやつておられるのですが、あなたの言う検討はどの角度でなされておられるのですか。どういふつもりでおしやつておられるのですか。

○石野政府委員 私が検討したいと申しましたのは、今の預金金利につきましても、郵便貯金と、それからほかの金融機関との關係において検討をしたいというふうな申しわけではなくて、金利体系全体としてはいいかどうか、今の正しいかどうかといふことは、社債のことを例にとりましていただいても、そういう意味で、いろいろな金利体系が、現在のものが完全に正しいもので動かすべからざるものではないかというふうに割り切るわけにもいけません。これはよく検討する必要があるといふことを申して考へる必要があるといふことを申したのでございすが、預金金利の關係につきますと、これは預金の金利を下げるという問題、これを下げないといふ場合に、金融機関に集まる金の流

れ方が変わつてくるという問題がございまして、そのバランスといふものは、各金融機関は非常にそれを重大視しておるのでございすが、そういう意味におきまして、金利水準を全体として下げる場合には、やはりその間のバランスをとつて下げていくといふことを考へざるを得ない、そういうことを申しておるわけでございます。

○横山委員 どういう角度でいくのか、まだ御切れが悪いのですが……

○石野政府委員 御切れが悪いように思われるのだからと思ひますが、これは昨日の御質問の冒頭に申しましたのですが、大蔵大臣は臨時金利調整法の法律に基づきまして決議をいたしました、日本銀行政策委員会が決定することになるわけでありまして、それは審議院に諮問はいたしますが、審議院に諮問をして、日本銀行の政策委員会に決定することでございます。現在の建前は、金融の中立性といふやうなことから、政府が直接民間金融機関の金利をきめて押しつづけるとか、命令するといふ形になつておらないわけでございます。そういう意味におきまして、郵便貯金がきまらして、というか、法律にございましてから法律による審議がございまして、一方大蔵大臣の決議によりまして、日本銀行政策委員会が、金利のバランス等を考へまして、預金の金利をきめるといふことになるわけでございますから、私が今ここでどういふふうに考へてどういふふうにするのだといふふうには申し上げられない立場にありますから、そういう意味で御切れが悪いようにお聞きかと思ひますが、その点は御了承をいただきます。

○佐藤（觀）委員 ちょっと關連して石野さんにお尋ねするのですが、今の郵便貯金の金利というのは国際金利より高いのですか。どうなんですか。その標準はどういうふうな——国際金利より高いからという話ですが、それはどうですか。

○石野政府委員 これは日本の郵便貯金金利の方が高いのですが、どれだけ高いかはちよつと調べて……

○佐藤（觀）委員 大体どのくらい高いのですか。

○足立委員 資料で出したらどうですか。

○石野政府委員 資料で出させていただきます。

○足立委員 有馬輝武君。

○有馬（輝）委員 私はおもに政務次官に食糧管理特別会計を中心にしてお伺ひたいと思ひます。

今度の總理の施政方針演説でも、また大蔵大臣の演説でも、所得の格差、特に産業間の所得の格差を是正するたために、農業の近代化について特段の配慮が払われておるといふことを強調されたのでありますが、そういった観点から、私は食糧管理特別会計について若干お伺ひたいと思ひるのであります。

まず第一に、私は、生産基盤の強化その他をやつたにいたしましても、なかなか第一次産業と二次、三次産業との所得の格差といふものは是正できないのじゃないか。それでできない一つの限界がある。それについて政府としてはどのようなお考えを持つていらつしやるのか。それをまず政務次官の方からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○石野政府委員 これは日本の郵便貯金金利の方が高いのですが、どれだけ高いかはちよつと調べて……

○佐藤（觀）委員 大体どのくらい高いのですか。

○足立委員 資料で出したらどうですか。

○石野政府委員 資料で出させていただきます。

○足立委員 有馬輝武君。

○有馬（輝）委員 私はおもに政務次官に食糧管理特別会計を中心にしてお伺ひたいと思ひます。

今度の總理の施政方針演説でも、また大蔵大臣の演説でも、所得の格差、特に産業間の所得の格差を是正するたために、農業の近代化について特段の配慮が払われておるといふことを強調されたのでありますが、そういった観点から、私は食糧管理特別会計について若干お伺ひたいと思ひるのであります。

まず第一に、私は、生産基盤の強化その他をやつたにいたしましても、なかなか第一次産業と二次、三次産業との所得の格差といふものは是正できないのじゃないか。それでできない一つの限界がある。それについて政府としてはどのようなお考えを持つていらつしやるのか。それをまず政務次官の方からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大久保政府委員 農村の所得格差の是正につきましては、非常に各般の施策を必要とする存する次第であります。非常に困難な問題ではございますけれども、農業基本法を初めいたしまして、この国会に御提案を申し上げます諸般の法制等と相並びましてこの困難な問題に対処いたしたい、かように考えておるのであります。

○有馬(輝)委員 日本の農業が曲がりかどにきているといわれますが、これは何も時期的な、あるいは変動的なものではなくて、むしろ構造的な、基本的な問題でございます。ですから、それに対してただおっしゃるような意味での農業基本法云々ということで解決できない部分が多過ぎるので、私は今みたいな御質問を申し上げたわけですね。

それで、もう少し具体的にお聞きいたしたいと思いますが、たとえば農産物の生産費についてどのような考えを持っていられるのか。今度食糧特別会計で——これは米価審議会の決定を見なければいかぬわけですから、米の買入れ価格は石当たり一万四百五十円という想定のもとに予算を組んであるわけですね。この価格について政務次官に妥当なものかどうかお伺いしたいと思っております。

○大久保政府委員 一応予算の上におきまして、ただいま御指摘の数字を組んだわけでございますけれども、今後の諸般の事情を勘案いたしまして、さらに決定米価がきまるものと考えております。

○有馬(輝)委員 もとより米価審議会の構成それ自体にも問題がありますけれども、現在まで、米価等についても

一番決定について積極的な意欲を示していただきた大蔵省に、むしろ問題点があったと思うのです。これは政務次官が前々から御存じのところだろうと存じますが、そこら辺について主計局から一つお考えを述べていただきたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 米価につきましては、御存じのように毎年米審においで議論を尽くされて、その上で決定をいたしておるわけでございます。その際に、従来、いわゆる生産費並びに所得補償方式というもののについて、いろいろ議論があったわけでございますが、大蔵省におきまして、最近におきましては、生産費、所得補償方式の建前のもとに米価の予算を計上するという方針については、農林省あるいは米審といわば大体の立場を同じくして参っております。そういう意味では、ささいな点につきましては、御承知のように、生産費の見方についてはいろいろ議論の分かれるところでもございまして、いろいろと議論の食い違いがございまして、大きな筋については、目下のところ、さう大きな違いがないというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 米審なり農林省と大きな食い違いはないとおっしゃるのですけれども、日ごろの考えというものがやはり機会あるごとに大蔵省の構想として出されてくるのです。と申しますのは、新聞で、昨年十一月ごろでしたか、大蔵省としては、たとえば陸稲格差を設けるとか、あるいは時期別格差はなくしていろいろなところを考へ方があるということをおっしゃった。事

実かいなかは別といたしまして、そういった雰囲気を取られる。これは機会あるごとに出てくるのです。そういう際に、私は今生産費の問題を取り上げておられますけれども、池田内閣の一番大きな方針である所得格差をなくしていきなりという方向と、そういうことを平生考え、具体的にはまた米価の問題でもいろいろ予算を組んで、どうやってその所得格差をなくしていくとするのか。これは実際に予算を握っていらっしゃる皆さん方の考え方によって具体的に裏づけられていくわけですから、そこら辺について、私は頭が鈍いのでわかりませんが、一つ詳しく教えていただきたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 この米価の決定の際に、おっしゃいますように、従来からも、農民のいわゆる他の所得に対する所得格差というところをつまみ頭にして、価格の決定をすべきであるという議論が相当ございまして、われわれもしばしばそういう議論を拝聴しておるわけでございます。ただ、いわゆる農民の所得格差あるいは農村全体の都市に対する所得の格差というものの解決は、米価ならば米価という価格の決定問題と直接的にかみ合わせることが適当であるかどうかということについては、議論が相当分かれるところと思っております。いわゆる国の農業政策全体といたしまして、御存じのように本年も相当の農林系統の予算の増額を見たわけでございますが、各般の措置を講じまして、あるいはまたさらにはその根本にさかのぼって、現在の日本の産業構造、特にその農業との関係の十分に探求して、そこに、経済政策全体の見地から、

いわゆる所得格差の縮小という問題を取り上げていくのが本来の筋であらうかと思うのであります。御存じのように、米価の決定は、いわゆる生産費あるいは需給事情その他本来の価格の決定に必要な要因を十分検討いたしまして、そして価格自体を決定する。なるほど農民の所得に都市との格差が相当あるという議論がかりに正しいという前提をとるにいたしまして、それであるがゆえに価格の決定をそれだけ直ちに甘くするとか、そういう問題とはおのずから別なんじゃないかという感じをわれわれは持っております。でありますから、価格の決定は、いわゆる食糧法が規定しておる建前に従って、それを中心にして議論を尽くして参る。そしてその価格の決定をした結果、どういふことに相なりますか。それらについて一つ将来のいわゆる格差の是正を全体として検討して参る。大體大筋を申し上げますと、そういう考え方で従来大蔵省は考えておるわけでありま。

○有馬(輝)委員 大筋を申し上げるといって、何も大筋は言っていられしやらないわけですね。問題は、かりに所得格差があったとしてというふうなことをおっしゃるけれども、これはもう厳然としてあるわけですね。そして、そのある格差を是正するためには、諸般の情勢を勘案してというふうななまやさしいことじゃなくて、具体的に、たとえば価格の面でどうするのか、税制の面でどうするのか——税制では、先ほど堀君の議論にもありましたが、先ず、所得税等では手直しできないのだから、それを徴税の面でどう見るか、そういうことを私はお伺いしておるわけなんです。その一つの柱といたしまして、直ちにとり得る措置として生産費の問題があるから、たとえば石当たり一万四百五十円の米価というものが、今おっしゃったような意味でいわゆる所得格差をなくするということを特に大蔵大臣も強調していらっしゃるんだが、そういう面から見るとその価格が妥当かいなかという点において、お伺いしておるわけですね。

○佐藤(一)政府委員 昨年の米審において、一万四百五十円というものが、いろいろの議論を経た後に決定されたわけでございます。もちろんわれわれはその決定に従ったわけでございます。三十六年の問題は、また来るべき米価審議会についてあらためて十分議論がなされるものと思っております。米価は、従来も大體その直前の米審の決定価格というものを参照いたしまして、それとあまり離れないところまで、いわゆる見直しの上の基礎として計算をいたしておるわけでございます。から、実際の価格の決定は、もちろん六月の米審についてあらためてまた議論されることと思っております。

○有馬(輝)委員 総務部長にお伺いたしたいと思いますが、私の知っておる範囲では、二十九年ごろ米が百四十万ト、小麦が百万ト、大麦が二百万ト輸入されておりました。米はほとんどなくなりまして、大麦もなくなりまして、大體二十九年、三十年当時、この米、大麦に三百億以上のものを支払っておったわけですが、それと現在一般会計からの繰り入れ三百七十億というの、これとの関連で、むしろ農業技術の発達その他によって国内で自給し得る態勢に進んできたので、

これだけの節約だと私は思うのですけれども、そこら辺について、総務部長としては、どういうお考えを持っていますか。

○岡崎説明員 実はただいまの御質問の意味がよくわかりかねるのでございますが、私どもの持っている考えとしては、当時の二十九年、三十年ごろ非常に外国食糧を買い付けておりました。当時のその数量あるいは金額とただいまとは、それは今お話し

の通り大へん減っております。その面において減っているのは、つまり外貨の節約ということなのではないかと思っております。管理特別会計で政府は相当な財政負担をしておたわけでございますが、ただいまのところは、さらにその当時よりもふえて政府が財政負担をしているという事になっておりますので、一つは外貨の節約という面であり、一つは政府の赤字負担が逐次増して参っております。そして、ただいまは、お話のように、三百七十億ということになっておるといふことではないかと思っております。

○有馬(輝)委員 今の赤字について、私前に赤城さんと井出さんが農林大臣のときにお伺いしておたわけですけれども、これは赤字というものの言い方に問題があるので、行政費的な性格を持ったものだと思ふのですけれども、そこら辺について政務次官、どう考えていますか。

○大久保政府委員 赤字という言葉は、必ずしも的確に表現したものであるかどうか、私もこれは問題であると思ひますけれども、食糧会計の目ざしている諸案件につきましての目的を推

進します上におきまして、必要な国の費用というものは、これは食糧会計に入れます。その目的を達成していくというのが本来の趣旨であらうというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 今の点について主計局長のお考えを伺います。

○佐藤(一)政府委員 赤字と申しますのは、私たちはきわめて形式的に考えておりました。食糧管理特別会計の赤字という意味でございます。その赤字が結局は一般会計及び租税の負担にめぐりめぐつてくるという意味において、財政上重要な問題になっておるといふ意味において、われわれはその問題を重要視してゐるわけでありまして。

○有馬(輝)委員 税となつてめぐりめぐつてくるのは一般行政費全部なんですよ。それと、ことさらに大蔵省で食糧管理特別会計の赤字という事を言ひあげられるそのニュアンスの差はどこから出てきておるのか、それを少し教えてくれませんか。

○佐藤(一)政府委員 食糧管理特別会計は、私たちは、いわゆる収支独立の原則というものをできるだけ貫徹していただくという意味において、本来特別会計を作つてゐるわけでありまして、米につきましては、いわゆる特殊な事情がございまして、従来からいわゆるこの赤字の発生というのを見てきてゐるわけでありまして、それにはもちろん申し上げるまでもなくいろいろな原因があるわけでありまして、それらについても、その金額がだんだん増大して参ります。やはり財政上の負担になつて参るわけでありまして、でありますからして、やはりこの赤字の増大というものは、これをそのままする

容認していくということになります。いわゆる予算編成上重要なことなるわけでありまして、従つて、もちろん今私たちがこの赤字をめぐにどうということでもありませんが、同時に、大蔵省の立場といたしましては、その増大を極力できるだけ大幅にならないように、今後むやみに増大しないようにというふうに、苦慮いたしてゐるわけでありまして、そういう意味で、われわれ、しよつちゅう、農林当局との話し合いにおきまして、食糧管理の繰り入れ問題についてはいわけやかましく申し上げてゐるわけであり

○有馬(輝)委員 これはやかましく言つてもらつちや困るわけですね。与党の方々の中にも、たとえば三百七十億は五百億であつてもいい、あるいは千億程度までは許容さるべきではないかという御議論もあるやに聞いておるわけなんです。これは僕は全く賛成だと思ふのです。ところが、困るので極力そういう点については注意してゐるのだという大蔵省のその頭を切りかえてもらふことには、これは、先ほど申し上げましたように、価格一つ取り上げても、農民はなかなか総理大臣や大蔵大臣やあるいは経済企画庁長官がおっしゃるような意味での所得の成長率は望めないし、ましてや格差をますます拡大していくまに置いておかれるというところにならうかと思ふのです。そこらはどうなんですか。相

○佐藤(一)政府委員 実を言いますと、一ころよりはだいたい大蔵省の頭

はやわらかくなつておると思ふのです。今ごろの赤字は、四、五年前の頭から見ますと、とてもない数字になつておるわけでありまして、私たちが、予算を組む際の頭痛の種であることは、はつきり申し上げられると思ふのです。ただこれは、結局価格の決定をどういう方式でどういうふうにするかというところがまず先に参りまして、その結果私たちは今その数字をやつておるわけでありまして、でありますからして、価格の決定方式なり価格の決定のデータをどういうふうにしていくかということが、やはり問題の根本なのであります。そういう意味で、米価審議会がありまして、大蔵省の立場からの意見を申し上げておるわけでありまして、ただ、それにしても問題はいろいろある。こういうことはまた別にございまして。たとえば中間経費、これは十分御承知のことではあります。たとえば米につきましては逆さすが、たとえば米につきましては逆さやにはなつておらぬ。しかし、この現在の赤字というものは、相当のコストによつて、いわゆる中間経費がいわば赤字になつておるようなことでありますから、この中間経費を極力節減しなければならぬのだとか、また食糧制度自体の運営については相当われわれも注文がある。これは当然のことだと思つておられます。

それからまた、先ほど申し上げたのであります。価格でありますから、やはり経済法則にのつた決定の仕方がされるべきだ。この経済法則にのつた仕方ということについての考えの違いが、生産者の立場からいたしますと生産費一本やり、われわれの立場といたしますと、今日のよう

な米の需給状況でありますから、この需給状況というものを十分に勘案すべきが当然ではないかという議論も十分出てくると思ひます。消費者の立場からいたしますと、これだけ物が増産になるのに価格がどんどん上がつていくのは、一体どういふわけだろうという疑問を、また当然提示してくるわけでありまして、ですから、農民の立場からいたしますと、農民の見地からだけ、いわゆる生産費の立場からだけ主張になると思ふのであります。これは、消費者の立場、あるいは国民経済全体の立場というのから見ますと、はたしてそのままでいかうかという事について、私たちがそこいらの点を問題にしておるわけでありまして。その場合に、おそらく消費者価格を上げないで財政負担をやつたらいいというところへすぐ問題がいくわけであり

ますが、そういたしますと、いわゆる全体の予算の中で一体どの程度の財政負担をするのが適当かというやうな問題になるわけでありまして。率直に申し上げまして、予算編成の際、最近のように食糧の赤字がふえて参りますと、それを組みます上において非常に不利なことも確かなのでありますからして、そういう点もあわせて一つ適当なところをきめて参る以外にないのじゃないかという考えを持っております。

○有馬(輝)委員 非常に頭がやわらかくなつていらつしやるそうで、非常に安心いたしました。ぜひ、米審あたりにおきまして、今私が申し上げましたやうな、そして佐藤さんからお話のあつたやうな立場において、一つ取り扱つていただきたい。これは強く要望をいたしておきます。

なお、今中間経費云々というよりなお話がたまにございましたが、事、食糧管理特別会計につきましては、佐藤さんも詳しいし私も少しは知っているつもりなんです。中間経費を問題にするのでしたら、また議論がいろいろあるところですが、たとえば去年の陸稲なんか、鹿児島のものを大阪に持っていく、広島に持っていく。あるいは北海道のものを東京に持ってきておるんですよ。そんなことをほかのだれができるかというんですよ。これは当然の財政負担なんです。そんなことを言あげていくと、食糧管理法自体を問題にしなければならなくなるのであります。そういうようなことは、あまり安易に口に出してもらうと問題がこじれて参りますから、その点については機会を改めて、佐藤さんのお考えを詳しくお聞かせ願いたいと思います。きょうは、ただ、今佐藤さんの最後の話の、非常に頭がやわらかくなっておるといふこの点だけを一つのあれといたしまして、なおその点については、さっき冒頭に申し上げましたように、この価格面その他をじかに取り上げていただかないと、総理や大蔵大臣の演説というものは絵にかいたもちになつてしまひまして、大きな不満を買ひ。そのことだけはしっかり念頭に置いて、こういう問題を大蔵省事務当局として取り扱っていただきたい。食糧庁の総務部長が来ていらっしゃる、年じゅうあなた方から、やわらかくならないところの頭でいじめ抜かれてしまつておるのですから、そこらはぜひ十分考えておいていただきたいと思ひます。

ので、政務次官と大臣とおそろいのところでまたお伺ひしたいと思ひますから、きょうの私の質問はこれで終わります。

○足立委員長 次会は来たる七日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時八分散会

あとは、これは政策問答になります

昭和三十六年二月九日印刷

昭和三十六年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局